

1. 令和6年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和6年9月12日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	14番	蓑島もとみ
15番	森藤文男	16番	原喜与美
17番	野田かつひこ	18番	清水敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 遅参議員は次のとおりである。（1名）

11番 長岡文男

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	田代吉広
商工観光部長	粥川徹	建設部長	三輪幸司
環境水道部長	遠藤貴広	郡上偕楽園長	成瀬敦子

教 育 次 長 長 尾 実
 消 防 長 兼 山 幸 泰
 国保白鳥病院事務局長 蓑 島 康 史

会 計 管 理 者 中 山 洋
 郡上市民病院事務局長 藤 田 重 信
 代表監査委員 神 谷 公 眞

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋 藤 貴 代
 議会事務局
 議会総務課
 主 事 小 森 涼

議会事務局
 議会総務課長 野 田 知 孝

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各員には、出務御苦労さまであります。

ただいまの出席議員は17名であります。本日の遅参議員は、11番 長岡文男議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしてありますのでよろしくお願いをいたします。

ここで皆様をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、またマナーモードにさせていただくよう、再度御確認をよろしくお願いいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条により、傍聴には撮影・録音等が禁止されておりますので、よろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、3番 有井弥生議員、4番 和田樹典議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 山 田 智 志 議員

○議長（森藤文男） それでは、9番 山田智志議員の質問を許可いたします。

9番 山田智志議員。

○9番（山田智志） おはようございます。議長より許可を得ましたので、通告により質問をさせていただきます。

私は今年4月から市会議員となりまして、初めての質問ということで大変緊張しております。また、本日は大勢の方々に傍聴していただき光栄に思います。

では、まず大項目2つです。

小項目は1つとあと2つあります。

1つ目は、命を守るためにということで、前立腺がん検診の実施についてです。

資料1を御覧ください。

これは、県内市町村の前立腺がんの実施状況を各ホームページなどから抜粋、転記したものです。細部の実際との違いは御容赦ください。

郡上市は前立腺がん検診を実施していません。県内42市町村中、約8割の34市町村が前立腺がん検診を実施しております。その内容は、おおむね対象年齢は50歳以上で、採血した血液から前立腺がんや前立腺肥大などで数値が高くなるP S Aという物質を測定しています。このことを知らない人も多くいるのではないのでしょうか。

実施していない市町の多くの理由は、国が推奨するがん検診に前立腺がんは含まれておらず、費用の持ち出し、精度管理などの理由から足踏みしていると推察されます。

なお、国民健康保険の人も、医療機関で希望すれば、検診ができることは承知しています。

私は5年前に前立腺がんと診断されて手術を受け、今は年1回定期検診をしています。診断後、友人や知人に話すと、次々に「俺も、俺もや」と治療の話になり、多いなと印象を持っていました。

そこで調べてみました。今年6月に報告された日本対がん協会の統計では、2020年の男性の部位別罹患状況では、前立腺がんがトップで、おおむね10年後も前立腺がんはトップと予想されています。一方、国立がんセンターが出している2019年のデータでは、前立腺がんの5年生存率は98.6%と、がんの中で最も高く、早く発見できればその後の生活はおおむね維持できると思われます。

また、郡上市の前立腺がんによる死亡者数を調べてみました。岐阜県関保健所の報告を基に、平成30年から令和4年度までの5年間の死亡者数を合計したところ、郡上市は37人で、近隣の関市は34人、郡上市は関市より多く、また、美濃市は16人でした。

前立腺がんは早期発見できれば生存率が高い病気であるがゆえに、死亡される方が少なくなることを目指したいものです。

先ほども申しましたが、前立腺がん検診は血液でP S Aの値を調べるために特定検診と同時に実施すれば、採血は1回で済み、受診者の負担は少ないと思えます。

がん検診の主体は市であり、郡上市民の命を守るという視点で、市民が受けやすい郡上市の前立腺がん検診を検討していただき、実施していただくことを切望します。

また、男性市民の皆様には、50歳を超えたらぜひとも前立腺がん検診を受けていただくことと、男性、女性とともに市が実施している幾つかのがん検診を受けていただくことをお願いして、1点目の質問を終わります。

○議長（森藤文男） 山田智志議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

がん検診は、集団におけるがんの死亡率を減少させることを目的として、健康増進法やがん対策基本法の下、行われております。そのため、公共的な予防対策として、死亡率を減少させる効果が科学的に証明されていること、検診や精密検査によって発生する偶発症、過剰診断による過剰治療など、受診者の不利益が最小限であることが原則です。

国が推奨するがん検診は、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診で、前立腺がん検診は含まれておりません。科学的評価の上、市町村が行う住民を対象とした検診の推奨レベルが示されております有効性評価に基づくがん検診ガイドラインによりますと、「PSA検査は前立腺がんの早期診断をする上で有用な検査である。しかし、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、市町村が行う住民を対象とした検診として実施することは勧められない。個人の判断に基づく受診は妨げない」となっております。

前立腺がん検診は、偽陽性や精密検査によって発生する偶発症の発生割合が課題とされています。偶発症とは、確定診断のために行う針を刺して組織を取ってくる検査によって排尿障がいや性功能低下を起こすことで、検診による不利益が利益を上回る可能性がある点も推奨されない理由とされています。国・県からは、推奨されていない検診は提供しないことが重要であると示されております。また、県内の自治体でも実施を取りやめるところも出てきております。

法的根拠、科学的根拠が証明されていない中、公共政策として行う検診に国が推奨しない前立腺がん検診を実施することは適切でないと考えていますので、前立腺がん検診は個人の自由意志に基づき、検診の利益と不利益の説明を聞いた上で、医療機関等が任意に提供するオプション検診を受けることを御検討いただきたいと思います。

今後も国の動向を注視しながら、公共政策として行う検診に国が推奨した場合には実施をしたいと考えております。よろしくお願いします。

（9番議員挙手）

○議長（森藤文男） 9番 山田智志議員。

○9番（山田智志） 9番 山田です。

理由は分かりましたが、昨年より各市町が増えているということを考えますと、郡上市は遅れているのではないかと考えておりますので、今後とも検討していただきたいというふうに思います。

次に、郡上市を守るためにとして国民健康保険税赤字への対応について質問します。

郡上市ホームページから、郡上市の令和6年度の国民健康保険税を見たものです。所得割で医療給付費分5.6%、後期高齢者支援金分2.2%、介護納付金分1.8%、その他の均等割などで計算され、市民から徴収されています。

一方、資料3は、県国民健康保険課のホームページから抜粋した市町村標準保険料率（市町村の

算定方式に応じたもの)で、県国民健康保険課はこれらを参考に各市町村が保険税額を決めています。これでは、郡上市は、医療給付費分6.61%、後期高齢者支援金分2.65%、介護納付金分2.01%となっています。

郡上市の国民健康保険運営は赤字と聞いており、その不足分は一般会計より補填されていると聞きました。

そこで質問ですが、令和5年度の一般会計からの繰入金はいくらだったのでしょうか。

また、累積赤字、基金からの下ろしもありますけども、その金額についてもお聞かせください。

今年3月、岐阜県は第3期の今年度から11年度までの岐阜県国民健康保険運営方針(改正案)を出し、市町村の対応についても述べています。郡上市の現状やこの改正案を踏まえ、将来を見据えた今後の対応について具体的にお聞かせください。

○議長(森藤文男) 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長(田口昌彦) 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計の形式収支につきまして、プラスの2,655万8,874円となっており、これまでの国民健康保険特別会計も形式収支につきましてはマイナスとなっていないため、累積赤字はございません。

ただし、ただいまの形式収支から基金繰入金、前年度繰越金等を差引きしました実質単年度収支につきましてはマイナスの1億6,729万8,367円という状況で、ほぼ毎年実質単年度収支は赤字状態となっております。

次に、一般会計からの繰入金につきましては、保険税の負担軽減や赤字解消を図ることを目的としたものではなく、国民健康保険の運営に関し、市町村の一般会計が負担すべき経費を繰出基準として国が定めており、その基準に従って算定しました金額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるものとなっております。

令和5年度の一般会計からの繰入金につきましては、2億9,925万6,766円で、主なものとして、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置額の補填や、低所得者の多い保険者に対する支援としての保険基盤安定繰入金などが1億9,963万7,289円、国民健康保険の運営に係る事務経費分としての事務費等繰入金が3,351万1,000円、高齢者が多いなど保険者の責めに帰することができない特別の事情に対し、国民健康保険財政の健全化などに資するため繰り入れるものとなっている財政安定化支援事業繰入金が1,617万6,000円、保健事業に関する繰入金として2,235万7,000円となっています。

郡上市の国民保険の現状は、人口の減少に伴い、国保加入者も減少し、特に近年は、団塊の世代の方の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大により大きく減少し、令和6年7月末現在の国保加入者数は8,142人、5,156世帯という状況で、減少状況は今後も続くと推測しております。

医療費は、国保加入者の高齢化や医療の高度化などにより、1人当たり医療費は、令和5年度で42万4,725円となっております。上昇傾向は今後も続く見込みです。

国民健康保険事業の運営は、平成30年度から県と市町村で共同運営しており、医療費は全額県が負担し、市町村は医療費に見合った納付金を県へ納めています。

その納付金の納付に必要な金額は、先ほど山田議員が示されました資料3の市町村標準保険料率を提示しており、現在の郡上市の保険税率は大きく下回っている状態で、1人当たり保険税額では標準保険料率と市の保険税率では1万8,000円ほどの差がございます。

国保税率につきましては、平成30年度に税率を改定しました。その後も税率改定の検討をしましたが、コロナ禍の影響などもあり、令和6年度まで据え置いたまま運営をしてきました。結果として、被保険者数の減少に伴う保険税収入の減少、1人当たり医療費の増加などにより、国民健康保険事業の財政運営は厳しい状況となっております。

国保加入者の方の令和元年度から令和4年度の所得状況は、コロナ禍であってもほとんど変わらない横ばいの状況でした。中には所得が大幅に減少した方もいらっしゃったとは思いますが、コロナ禍であっても少しは税率を上げるなどの対策をしておけば、県の示す標準保険料率との差が拡大することや、保険税収入額もここまで下がることはなかったと大いに反省しております。

今後は、令和11年度までに医療費水準の格差を反映しない保険料率とし、令和15年度には県内同一の保険料とする動きがある中で、郡上市におきましても、健全な国保財政運営を行うためには、県の提示する標準保険料率に近い税率採用の検討が必要と考えております。

また、郡上市では、後期高齢支援金分と介護納付金分について、所得割と均等割の2方式としていますが、岐阜県内のほとんどの市町村が所得割、均等割、平等割の3方式を採用しているため、算定方法の見直しも必要となると考えております。

郡上市の国民健康保険を持続可能な制度とするための会議である郡上市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に対して、令和7年度の郡上市国民健康保険税率等についての諮問を行っておりますので、協議会からの答申を受けて協議検討を進めたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長(森藤文男) 9番 山田智志議員。

○9番(山田智志) 9番 山田智志議員です。

ありがとうございました。これ、早めに改定して、市民もちょっと痛みを感じると思うんですが、健全なほうへ向かっていただきたいというふうに思います。

3点目ですが、同じく郡上を守るためとして、水道事業の赤字への対応について質問します。

市は、令和2年3月に、令和15年までの郡上市水道ビジョンを策定しており、今年7月中間見直

しの報告をしています。

資料4を御覧ください。

中間見直しの冊子の第7章、事業計画・財政計画にある将来の収支ギャップ解消に向けてから抜粋したものです。

枠で囲んである財政健全化目標及び料金改定方針（案）の3項目め、令和5年度で料金回収率が100%を下回る見込みであることから、料金改定検討の期間を考慮し、令和7年度に第1回の料金改定を行うとあります。ここで、料金回収率というのは、料金を払っている市民の割合ではなく、製造コストが分母、売価が分子ということで御理解ください。

しかし、現状、これ60%を下回っていると思うのですが、令和7年度の料金改定率43%として、これをどのように実施していくか、そのロードマップについてお聞かせください。

なお、当初計画では、令和4年度に第1回の料金改定を行うとしており、その割合は22.9%でしたが、それは実施されず、来年度の料金改定率は非常に大きく、市民として負担を感じます。

しかしながら、先日、9月4日の産業建設常任委員会の協議会において、郡上市合併後、20年間水道料金の値上げがされていないとお聞きし、驚いています。

また、5項目め、将来的に料金改修率20%の不足分は一般会計からの繰入金によって補填するという根拠についてもお聞かせください。

次に、資料5を御覧ください。この表は、関市のホームページに掲載されている令和6年度の県内21の市の水道料金一覧表です。これは、それぞれの市の財政状況などが背景にあつての金額であり、単なる比較ですが、郡上市の水道料金は低額のほうから5番目、下水道料金17番目という状況です。健全な水道料金運営のために市民が分かりやすく納得できる方策をしっかりと検討して取り組んでいただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） お答えします。

議員のお話にもありましたが、市では、令和2年3月に水道事業の長期的な視野に立った取組の方向性や、今後中長期で進めていく具体的な取組を示す郡上市水道事業ビジョンを策定して、令和5年度に第1回目の中間見直しを実施しました。

先ほど、議員の説明にもありましたが、料金回収率について御説明します。

料金回収率とは、水道料金を徴収した水を1立方メートル作るのに要した費用、いわゆる給水原価に対して、水道料金単価、いわゆる給水単価が占める割合を示すものであります。水道事業の健全性を評価する際などに用いられます。

郡上市水道事業の令和5年度の実績として、給水原価は231円、給水単価は140円でありまして、

料金回収率は約60%でありました。

地方公営企業である水道事業は、消火栓の維持管理等に関わる費用など繰出基準として一般会計から負担されるべき費用を除き、経営に伴う料金収入等で費用を賄う、いわゆる独立採算制の適用が原則となっておりますが、水道ビジョンでは、料金回収率80%を目指すこととしており、100%とはしていません。

それは、郡上市は、その特有の地形から、浄水場や配水池など多くの水道施設等総延長922キロに及ぶ水道管路を抱えております。施設や管路延長に対する給水人口が少ないなど、採算性が低い給水区が多く、料金回収率100%、いわゆる水道料金のみで経営することは、実現するためには水道利用者の皆様の負担が相当大きくなり、現実的ではないという判断で、郡上市の独自基準を設け、一般会計からの繰入金で20%と想定したものであります。ちなみに、現在60%の回収率においては、一般会計から約4億円もの繰入金を投入していただいております。

議員のお話にもありましたが、郡上市は、合併して以来一度も水道料金の改定をしておらず、水道料金のビジョン、目標であります回収率80%まで引き上げるには、水道利用者の皆様に急激な負担増をお願いすることになります。今と比べてみますと、水道ビジョンの計画どおり、令和4年度に御指摘ありました22.9%の引き上げを図っておくものだったとも考えられまして、この点につきましては水道事業者としておわびを申し上げます。

合併後約20年間水道料金を改定してこなかったツケをどこかで回収する必要がありますけども、水道料金の改定には段階的な改定が必要であると考えており、まず第1回の改定では、水道管路更新工事等の国庫補助金を得るための受給要件の一つでもあります水道料金の全国平均単価を基準としたいと考えております。

郡上市の一般家庭で最も多く使用されている13ミリの口径の水道料金単価は、1立方メートル当たり税込132円であるのに対し、国土交通省が発表する令和6年度の全国平均単価は160.4円となっています。水1立方メートルの量は、お風呂に換算すると約5杯分に当たります。つまり、古い管路等を更新するために国庫補助金を受けようとするすると、お風呂5杯分当たり30円程度の料金改定をお願いすることが必要となります。議員のお話にもありましたが、県下でも比較的安価な水道料金で水を供給するためには、十分な財政調整基金等お金が必要となりますけども、市の財政状況は非常に厳しい状況でございます。今後、水道事業を安定的に持続するためには、料金の改定が必要となると思っております。

水道料金改定に向けたプロセスとしまして、まず議会の承認を得まして、郡上市の水道料金が定められております郡上市水道事業給水条例を改正し、その後、市民の皆様に周知を図る必要がございます。環境水道部としましては、令和7年当初の料金改定を目指しており、現在、料金改定方法について検討をしております。改定案の素案がまとまり次第、市民の皆様や議会にお示ししたいと

考えております。

将来にわたり郡上市水道事業を健全に運営し、安心・安全な水道水を供給するために、郡上市水道事業ビジョンに基づき、施設の耐震化や老朽管・老朽施設の更新など、適正な維持管理に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解や御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長(森藤文男) 9番 山田智志議員。

○9番(山田智志) 9番 山田智志議員です。

ありがとうございました。国民健康保険、保険税と水道料金については、別会計で独立というのが望ましいのですが、どちらも一般財源から補填しているということで、その補填分は、本当はほかに使えたというふうに思いますが、ただ、市民感情としては、安いんで郡上市はええなという感覚でいるんじゃないかと思いますが、今後、市民にも痛みを伴う改定で、そして郡上市が残るというか、そういうことを考えて、ぜひとも市民に理解を得ていかないかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長(森藤文男) 以上で、山田智志議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時15分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(午前10時00分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時15分)

◇ 蓑 島 正 人 議 員

○議長(森藤文男) 6番 蓑島正人議員の質問を許可いたします。

6番 蓑島正人議員。

○6番(蓑島正人) 議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずは、初めてですので、大変緊張しまして、「人」と書きまして飲み込ませてもらいます。

(笑声)

それでは、私の質問のほうですが、大項目は2件であります。

1つ目は、森林境界明確化成果を用いた地籍調査についてと、地震への備えと上水道の耐震化対

策についてで、それぞれ小項目が3件あります。

最初に1つ目、森林境界明確化の現状についてお尋ねいたします。

人口減少の進行に伴い、土地利用ニーズが減って、所有者不明土地や管理不全の土地が増加しています。所有者不明土地等の増加は、生活環境の悪化やインフラ整備、防災上の重大な支障となるなど、課題が多岐にわたっております。それらを解消するため、土地の所有と境界の情報インフラである土地境界の明確化や地籍調査は必要と思います。

岐阜県の約1割の面積を誇るこの郡上市におきましても、前述の課題は早急に対処しなければ、致命傷となる問題とも考えられます。

資料1をお願いいたします。

現在、郡上市では森林マネジメント協議会へ業務委託しまして、森林境界の明確化の進捗が、今の資料1の工程のような形で実施されているところです。郡上森林マネジメント協議会では、リモートセンシングデータを活用した森林境界確認が進められておりまして、計画的に着実な成果が上げられていると思っております。この事業においては、リモートセンシングデータである詳細な地形図等を基に、関係者や地元精通者の立会いを経て、境界ぐい等を設置し、観測がなされております。

関係機関との協議等も必要になるかとは思いますが、この成果を使って、今後は地籍調査に進むことを検討すべきとは思いますが、市としてはどのようなお考えか、お伺いいたします。

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、蓑島議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

市内の山林における地籍調査は、白鳥町、高鷲町、明宝地域の一部で2,915ヘクタールが実施されておりまして、地籍調査が行われていない森林では、森林整備を実施する際に、事前の準備作業として、今、議員が御紹介いただきました森林境界の明確化事業を実施しております。

近年、森林境界測量も人工衛星から電波を受信して位置を測る測量技術が普及し、測量機器等が高度化したことで、より簡便に、高精度な測量を実施することが可能になってきたところであります。

簡便で高精度な測量手法の導入と、所有者が異なる筆の境界を確定する簡易な境界明確化の測量手法により、地域の90%を占める民有林のうち、55%の人工林において利用可能な時期を迎え、林業経営に適した森林の施業と、災害リスクが高く適正な管理が必要な森林の施業を効率的かつ早急に実施できるよう、森林境界の明確化を進め、所有者の意向同意を取得して森林整備を進めているところです。

森林境界明確化の現状において、森林経営管理制度に基づく森林境界の明確化は、今まで手のつ

けられていなかった災害リスクの高い森林について、令和2年度から令和5年度までに21地区、対象者数1,413人、658.5ヘクタールを実施しております。

また、森林経営制度に基づく森林境界の明確化は、林業経営に適した森林を森林組合、民間林業事業体等が、令和元年度から令和5年度までに937ヘクタールを森林整備地域活動支援交付金等を活用して進めているところです。

森林境界の明確化の成果を活用した地籍調査につきましては、一筆地調査や基準点の設置、求められる測量精度の違いがあるなど、現在の簡易な測量手法と比較した場合、森林境界明確化の作業効率の低下が見込まれ、加えて実測に伴う登記地籍の相違などで、所有者の施業同意の取得に時間を要するなど、森林整備を進める上で、森林境界明確化事業と地籍調査事業の連携には多くの課題があります。

また、地籍担当部署では、現在は高鷲地域での地籍調査を進めていますが、現在の工区が終了した後には、災害時の迅速な復旧や円滑な公共事業の推進を目指し、平地部、住宅地での調査を優先すると聞いております。このことから、後年度に地籍調査の必要がある山林については、森林境界明確化で得た成果の所有者情報、現地境界ぐいの位置を示す座標データ、こうしたものの情報を地籍担当部署と共有し、その成果活用によって一筆地調査及び地籍測量に係る作業の効率化、事務の軽減が図れるよう、地籍担当部署と連携した体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(6 番議員挙手)

○議長(森藤文男) 蓑島正人議員。

○6 番(蓑島正人) どうも御丁寧な答弁、ありがとうございます。郡上市の森林は岐阜県の約1割、郡上市の中の森林は9割、ですから県の9%が郡上市の森林の面積だと。そういった中で、今後こういった広大な土地を測るのには、やはり例えば今回図っておられる郡上森林マネジメント協議会とか森林組合等でも実施することは可能であると、また、森林整備を希望する地域において優先的に地籍調査を実施することも可能であると書面等には書いてあります。

どうか人口が減少し、人不足の中で今からの技術者等を育てるためにも、そういったことが郡上にとって大切ではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、2つ目に入らせていただきたいと思います。2つ目は、森林境界明確化成果を用いた地籍調査についてであります。

郡上市における地籍調査の進捗率を確認すると、進捗率は4%となっており、非常に低い値となっております。平成25年3月26日には、「森林境界明確化事業と地籍調査等の連携について」と題しまして、農林水産省と国交省より、都道府県への各箇所へ、森林境界明確化事業と地籍調査事業

の連携を図ることで、地籍調査を円滑に実施するため、その促進に努めようと周知がなされております。また、令和2年10月30日付で、「リモートセンシングデータを活用した森林調査等と地籍調査等の連携と推進について」と題し、それぞれのデータを相互利用して連携を図ろうと、林務担当部と地籍調査担当部両方が情報共有するとともに、データを活用した調査を行っていくよう文書にて推奨されております。

実際に、高知県香南市、また徳島県神山町などで森林境界明確化と地籍調査の連携が実施されており、徳島県神山町の事例を見ますと、地籍調査の一部工程を省略することができたため、調査面積を1.5倍にすることができたなどと連携の効果が現われています。

令和4年9月22日には、森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアルが、林野庁のホームページに掲載されています。郡上市がマニュアルに沿って地籍調査の成果を得るためには、地籍調査の基準とルール等に従うことが必要となります。

これは私の意見になりますが、各関係機関と連携を図りながら事業を進めるためには、各事業間の情報共有を進めるための人材やデータを管理・運用するためのGIS等の利用が可能な設備は、郡上市役所内に設けることが必要と考えます。

こういった今後の在り方として、市はどのようなお考えか、お伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等によりまして、森林経営意欲が低下して、森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明な森林が増加しておりまして、森林組合また林業事業者等が森林整備を進めるために、所有者等を特定する作業に多大な時間とコストがかかっているという状況になっております。

こうした背景の下、平成28年5月の森林法の改正によりまして、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設をされました。

郡上では、システム担当職員の配置を行いまして、平成31年4月に林地台帳及び林地台帳地図を整備し、位置に関する様々なデータを電子地図上に集約する地理情報システムに、森林境界明確化、森林整備地域支援交付金事業等で実施した成果や、地籍調査成果データを掲載しまして、毎年その掲載した成果データや固定資産台帳による森林所有者に関する情報を更新して、データを管理・運用するためのGIS等の利用が可能な林地台帳システムを市役所内に設け、森林情報の一元管理に取り組んでおるところでございます。よろしくお願いいたします。

(6 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員。

○6 番（蓑島正人） 森林環境譲与税と地籍調査のほうの予算を使いますと、地籍のほうの予算でいますと、市に負担する分が5%程度と書いてあります。そのようなことが書面に書いてあります。そういった中で、こういった事業を行っていくには、いろいろなハードルが高いところもあると思いますが、郡上市役所というのは、この郡上市では一番大きな事業所、会社と考えれば、本当に郡上市最大の会社だと、そういったことだと自分は思っております。

こういった中で、郡上森林マネジメント協議会や、今の森林組合等と協力しながら、市の経済のためにも、こういったことは財政にも優しいと思いますので、何とか実現できるようなことを考えていただくといいかなと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、3 点目に行かせていただきます。

「未来の森林管理の礎になるように」と題してですが、現在では森林の境界や位置を知っている所有者がどんどん減少しており、先祖代々の土地の境界が伝えられず、自分の山林が分からない土地の所有者が多くなっております。

令和6年8月4日発行の岐阜新聞には、森林集約手続の簡素化がトップの記事として載っております。こういった着実な成果を上げている郡上市の森林境界明確化事業と地籍調査事業の連携を図り、管理がなされた里山を取り戻していく、こういった郡上の豊かな、郡上で一番大きな面積を持つ森林を未来へ残すためにも、どのようなお考えか、市に対してお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 蓑島議員の御指摘のように、境界が分からなくなる、どこに自分の山があるかという心配が増えてくる、ごもっともなことだと思います。

この中で、今議論されています地籍調査と森林境界の明確化ということは、2つは分けて考えておく必要があると思っています。議員も御存じのように、地籍調査、これは登記をするという法的な手続を取り、自分の権利をしっかりと残す、いわゆる権利関係への主張ができる大変大切な法的なものでございます。一方、今回の森林所有者が山を守っていくためにということになりますと、境界明確化、お互いがここにしましょうという形の、そういった手続になると思います。

この2つの手続の中で、郡上の山をどう守っていくかということを考えてみますに、今問題になっています森林整備の実施ということにつきましては、隣接する複数の所有者が所有する森林を取りまとめて、それを一体的に施業するという施業の集約化、これは新聞紙上でもありましたように、加速していくためには大変重要な作業だと私も考えております。現在、先ほど部長も申しましたよ

うに、木材価格が低迷し、森林所有者の世代交代、そして経営の意欲が失われるという中で、森林所有者の所在が不明な森林・林地、これをしっかりと探索し、そして施業の同意を取っていくということが、これからの郡上市の大きな仕事になると考えています。

議員の質問がありました令和6年8月4日発行岐阜新聞、森林集約化手続の簡素化、これにつきましては、報道によりますと、制度の施行から5年が経過し、所有者を特定する作業に膨大な時間がかかっているという状況を鑑みた上で、森林経営管理の手法の改正を念頭に森林集約手続の簡素化に取り組むという、誠に理にかなった方法だと思っています。

部長の答弁でもありましたが、森林境界の明確化と地籍調査事業、この連携というのは私も必要であるというふうに考えておりますけれども、明確化、この事業の実施予定区域における地籍調査、この手法を準用した境界確認、地籍調査の基準点の設置、精度、こういったことが地籍調査には必要になってまいりますので、実測後の登記地籍の増減による固定資産税の変動ということがついて回ります。

森林施業の同意取得に、こういった固定資産のことが関わってくると、なかなか難しいという現状もあります。議員は、一番お得意なところでよく知っておられると思いますが、特に奥山の林地面積につきましては、実際の面積より少なく登記してあることが大半であるという事実から、これを地籍測量として行ってしまいますと、固定資産税が増えてくることになります。市にとっては大変ありがたい事実なんです、所有者としてはそこまで測らないでほしいという思いもあるかもしれません。

そういったことから、これら地籍調査、そして森林境界の明確化をどこの地域で行っていくかということはよく考える必要があります、これらの事業目的をしっかりと考えた上で進める必要があると考えています。

なお、この地籍調査の今の権利関係が生じるという関係から、能登半島地震等におきまして復興の視点から考えていきますと、災害時の迅速なこういった公共事業の実施等を考えますと、できれば、現在の調査区域の終了後は、居住地を中心に平地のほうで調査をしていくのが妥当ではないかという具合に考えています。

これから、議員の質問にありました管理された里山の実現につきましては、現時点において森林経営管理制度に基づくいわゆる境界明確化により事業を実施したいと考えており、そして、今後のこの同法の改正等を注視しながら明確化事業の実施区域、そのうちでどこに地籍調査を当てはめていくかということを慎重に考えていきたいと考えております。

以上です。

(6番議員挙手)

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員。

○6番（蓑島正人） どうも御丁寧な説明、ありがとうございました。自分も思いますけども、森林の明確化等を行っていく中で、どうしてもハードルが高い部分があると。今後は、特に法律をもう少し優しくしていただきたい。山間部の中のところをもう少し自由な考えで境界を決めれたらいいかなと思っておりますので、またそういった部分、いろいろ国の考えが変わりましたら、よろしく願いいたします。

続きまして、大項目2番目の1番、南海トラフ地震に対する備えと、郡上市上下水道の耐震化対策についての小項目1で、南海トラフ地震に対する備えについてお聞きいたします。

資料2をお願いいたします。

この資料2のほうは、南海トラフ地震の震源域等が色分けで入っております。

政府は、令和6年8月8日に宮崎県日向灘沖を震源とするマグニチュード7.1の地震発生で、南海トラフ地震防災対策推進地域で大規模地震が起こる可能性が高まっていると、同日に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表して、発生から1週間、地震への備えの確認や揺れを感じたら直ちに避難できるよう呼びかけていましたが、南海トラフ地震想定地域では特段の変化を示すような地震活動や地殻変動は観測されないことから、8月15日17時をもって南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意の発表に伴う政府としてのこの特別な注意の呼びかけが終了されました。政府は、大規模地震の発生がなくなったわけではありません、南海トラフ地震発生のリスクは続いているので、いつ発生しても対応できるよう準備をしつつ通常の生活を送ってくださいと言われますが、市民は不安な日々を送っています。

郡上地域の特性を考慮した地震への備えというものを市民にお伝え願えませんか。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） このたびの宮崎県沖地震につきましては、多くの市民の方が心配されました。初めての経験でございますし、国としてもこういったことがこれからどうなるかということに注視しながら進めているところでございます。

郡上市におきましては、議員の御質問、私からの情報発信についてということで、南海トラフ地震臨時情報におきまして、今回発表された巨大地震注意の情報により、さらに地震発生の可能性が高まったと評価された場合に、発表される巨大地震警戒の情報が発表された場合に、私からメッセージを発表したいと考えております。

なお、発表は速やかに市民の皆さんに情報をお伝えする必要がありますので、まず担当の総務課から市民の皆さんへ状況などをお知らせし、その後に防災無線により、私から改めて市民の皆様メッセージを発表したいと考えています。

また、このほかにも台風などによる災害が発生するおそれのある場合や発生した場合に、被害の程度などを踏まえ、私からメッセージを発表するように努めてまいりたいと思います。

ただし、これは過剰に心配をし過ぎるということで、地域経済、地域の生活に混乱をもたらす場合もありますので、十分注意をした上で行っていきたいと考えております。

今回は、郡上市地域防災計画に掲載しております南海トラフ地震防災対策により対策を実施しました。

以下、当日起こった経過を発表しますと、8月8日、マグニチュード7.1の地震が発生したため、気象庁が南海トラフ臨時情報調査中を発表し、有識者から成る南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会が開催されたため、市は地域防災計画に基づき第2警戒態勢を取りました。その後、検討の結果、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、市は警戒本部体制を取り、警戒に当たりました。8月15日に特段の異常がなく、地殻変動がなく、1週間が経過した頃から政府の特別な注意の呼びかけが終了し、市も警戒態勢を解除しました。

議員御指摘のとおり、国からの臨時情報発表に伴う注意の呼びかけは終了となりましたが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。タブレットに南海トラフ巨大地震の被害想定、岐阜県内の震度予測を載せていますが、市内全域が震度5強となり、一部震度6弱の揺れが予想されています。この長良川に沿った部分、吉田川に沿った部分というところではありますが、断層がございますので、こういったものが連動した場合、大きな被害が予想されます。

地震はいつ起きてもおかしくございませんし、日頃からの備え、これが大変重要です。市民の皆さまにおかれましては、今後も通常の生活を送りながら、水・食料の備蓄や建物の耐震化、家具の転倒防止など、引き続き地震への備えをしていただきますようお願い申し上げます。

また、警戒が必要な災害は地震だけではありません。これから台風シーズンのピークを迎えます。市が公表しているハザードマップ等を参考にいただき、避難場所や避難ルールを確認していただきますとともに、御自身や大切な人の命を守るため、気象情報や行政からの避難情報など正しい情報を入手していただき、適切かつ迅速な命を守る行動を取っていただくようお願いしたいと思います。

先日、県庁で行われましたこういった災害についてのワークショップにおきまして、自助、公助、共助、この3つはよく言われますが、最も大事なものは「近所」だそうです。隣といかに仲よくして助け合うか、これを忘れないということを中能登町の町長が言っておられました。

以上です。

（6番議員挙手）

○議長（森藤文男） 蓑島正人議員。

○6番（蓑島正人） 大変、市民が安心する言葉、ありがとうございます。実際起きないと分らない

と思いますけども、まずは市民が安心するような話をしていただけるのは、大変、皆さん助かると思います。どうもありがとうございます。

続きまして、大項目2の2番目、郡上市水道施設の耐震化状況についてお尋ねします。

令和2年3月に策定されました郡上市水道ビジョンでは、郡上市民に信頼される水道として、未来を見据えた経営の戦略とあります。その中で、郡上市は40施設の給水区域に分かれていますので、施設数が多くなり、また平成29年度末で、管路延長は約900キロメートル、法定耐用年数を超過した延長が68キロメートル、耐震性の低い塩化ビニール管は560キロメートルで、総延長の約62%もあると記述されています。

それに、管路耐震化の状況は、市内の管路全体で耐震管の割合が20%程度、旧郡上八幡上水区では41%程度ですが、旧白鳥上水地域では2%程度と低くなっております。郡上市水道ビジョンからですが、水道施設の配水池の耐震化率についても、岐阜県が62.5%、これは平成29年の調査です。郡上市は24.4%、平成31年と比較しても4割程度低いと記述されています。

南海トラフ地震と内陸活断層地震を対象にした管路被害想定では、断水予測は、明宝地域での震災直後の断水率が100%近く、白鳥地域で60%程度、大和及び和良地域で50%程度、美並、高鷲、八幡地域で30%程度の断水予測となっています。

これを踏まえまして、市に令和6年現在の耐震化の状況を、南海トラフ地震での今後の断水予測の見通しについてお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） それでは、お答えさせていただきます。

郡上市の水道施設の耐震化の状況と今後の断水予測の見通しについてですけども、議員の御指摘どおり、市の水道ビジョンで評価させていただきましたところ、耐震化率等々、全国の平均と比較して低い状況であります。南海トラフ地震が発生した場合の断水予測も高く、明宝地域にあつては、議員の御指摘どおり100%近い数字となっております。そうしたことから、市としましても耐震化対策は急務であるというふうに考えております。

市では、令和2年度から水道管の耐震化工事に着手しております。八幡地域では2か所、大和地域では4か所、明宝地域では畑佐地区、和良地域では全体の管路更新を進めております。

更新を完了した延長につきましては、令和5年度末時点で25.3キロメートルとなっております。近年の物価上昇等の影響により、管材費等々の高騰により、当初に計画していた施工延長よりも1年当たりの施工延長は短くなっている状況でございます。ビジョンでは約12キロ、年間やる計画になっておりますけれども、実際は約8キロ程度の進捗となっております。

配水池等の施設につきましては、令和元年から3年にかけて、今後もし被災した場合に特に大き

な影響を受けると想定される容量が200立方メートル以上の主要6施設、具体的には八幡の愛宕、大和徳永、白鳥上水道の浄水場、中野棚、帳締の配水池、あと白鳥の配水池を選定し、耐震診断を実施しました。

耐震診断を実施するには、水道施設耐震工法指針に基づき、設計地震動のレベル1及びレベル2ということで分けて耐震性について調査しました。

レベル1地震動とは、当該施設の設置地点において発生するものが、供用中の間に起きる可能性が高い地震を想定されております。郡上市では、具体的には南海トラフ地震ということで震度5強を想定したものでございます。

レベル2地震動は、発生時期は分かりませんが、当該施設の設置地点において発生する最大規模の地震を想定した場合で、郡上でいいますと、具体的には長良川上流断層帯地震等々、震度6から7というものを想定したものになります。

耐震診断の結果、レベル1地震動でNGかつ代替施設のないという、いわゆる早急に工事が必要というものに該当する施設は幸いにもございませんでした。

断水予測につきましては、水道管の管種や口径、布設されている箇所の地形や地震発生時の規模などを係数化して、算定式に基づいて算出されております。

明宝地域が100%と高いのは、高山・大原断層や阿寺断層などが存在し、市内の中でも最も地震の影響を受けやすい地域となっており、かつ管路についても耐震性が弱いと言われております塩化ビニール管が多く使用されていることから、断水率が高いというふうにされております。

現在、明宝地域を含め、郡上市水道ビジョンに基づく具体的整備計画を立てまして、管路更新等の事業を進めております。この進捗に比例しまして、断水率も改善されていくものと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(6番議員挙手)

○議長(森藤文男) 蓑島正人議員。

○6番(蓑島正人) 大変予算の厳しい中、最初の山田議員の話もありましたように、今の料金から見直すという話もありましたが、そういった中で、こういった耐震率を上げていく、特に水道が通らない、能登半島の中では、本当に長い間水道が通らなくて、半年ほどたってもまだ通らない、そういったところもあったようですので、どうかそういったことも考慮されまして、考えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

私のはまだもう一つありますが、5分を過ぎましたので、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(森藤文男) 以上で、蓑島正人議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定しております。よろしくお願いします。

(午前10時52分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 原 喜与美 議員

○議長（森藤文男） 16番 原喜与美議員の質問を許可します。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回も1件のみということでお伺いをいたしますが、よろしくお願いをいたします。

長良川鉄道の今後の在り方についてお伺いをいたします。

長良川鉄道の存続等については、過去にも何人かの同僚議員より質問がございました。以前には議会の中にも特別委員会を設け、時間をかけての検討も進められたこともあったようであります。これまでは存続を大前提に、乗って残そうと利用の拡大やイベントなどのいろいろな方策を検討され今日まで続いているというふうに思っております。

そもそも長良川鉄道の前身は国有鉄道であり、皆さんもよく御存じのように、岐阜県の実濃地域と福井県の越前地域を結ぶ東海北陸連絡線として、大正の中期になりますが、壮大な夢プロジェクトが産声を上げまして、大正12年の10月には越美南線の一部として開通をしております。岐阜県側では北濃駅までが昭和9年8月に開通し、昭和30年代には御存じの御母衣ダムの建設資材を運搬するのに大活躍をいたしました鉄道であります。昭和53年頃には福井県とのいわゆる南北線をつなぐ夢が再燃をいたしました。が、県境を越えるルート of 工事は一番難工事と予想されまして、世界の情勢やまた国の財政の悪化など、国内外の悪い状況が重なって、岐阜県側の北濃駅と福井県側の九頭竜駅を結ぶ工事の着工については、計画も全てが飛んでしまい、夢の夢と消えてしまったと聞いております。したがって、夢のいわゆる越美線は岐阜県側は越美南線、福井県側は越美北線として運行することになり、地域住民の皆さんの足として長きにわたり活躍をしております。しかし、時代の大きな流れには勝てず、国有鉄道の分割民営化の波に押し流され、昭和55年には国鉄再建法の成立に伴いまして、越美南線が廃止路線の対象となりました。そして昭和59年6月には越美南線は政府において廃線と決定をされました。それを受けまして、沿線の自治体が動いて、昭和61年12月には第三セクター方式として名称も「長良川鉄道」と改称し、沿線市町村の自治体が協力して引き継いでいくことになって、今日まで地域の足として活躍しているのが現状であります。長良川鉄道となって今年で38年目、越美南線開業時からいいますと100年近くというような経過となっております。鉄道の利用は年々減少し、いろいろな方策を打ってもなかなか妙薬は見つか

らず、どの自治体も経営の健全化に苦勞しておられるのが現状であります。長良川鉄道は総延長が72.1キロ、そのうち郡上市内は50キロ弱であります。郡上市内には駅の数が23か所あります。郡上市は沿線距離が長いのと、駅の数も多いことから、沿線市町で負担しております負担率も51.83%と高く、負担経費も多くなっているのが現状であります。年間の利用客、また年間の市の負担額などについての詳細は、市長公室よりデータを頂きましてタブレットに記載をしておりますので、御覧を頂きたいと思います。

タブレットの中ほどと下のほうに、中ほどは旅客数でございますが、平成4年には180万人ぐらいということで大勢の方に利用をしていただいておりますが、近年は70から80万人ぐらいというようなことで、特に令和に入ってからコロナ関係で利用客がぐっと減っているというのは、この数字を見ていただければお分かりかと思います。

そこで問題が、その下の経費の関係でございますが、施設整備、または修繕に关します公的な負担、これは郡上市の分でございますが、大体年間1億5,000万円ぐらいというようなことで、ここを見ていただければ分かるんですが、令和元年から令和5年までのデータを頂いております。大体1億から1億5,000万円というのがこの修繕に係るほうの負担金であります。

実はもう一つ長良川鉄道には負担がございまして、決算時において赤字が出ますとその赤字を補填する負担というのもございます。これが郡上市の場合、この表を見ていただきますように、大体6,000万円から7,000万円ぐらいですか。したがって、両方を合わせますと約2億円、毎年負担をしておるという状況でございます。下のほうにまとめてありますが、令和元年から令和5年までの郡上市が負担した、この修繕とそして赤字補填のための負担金は、10億2,700万円というようなことで毎年2億円以上の負担をしておるというのがよくお分かりかと思います。

こうした状況から、長良川鉄道に係る費用はこの先も多額になると予想されます。先ほど申し上げましたように、長良川鉄道となつてからも38年、越南線開業からすると100年近くということは、相当施設も傷んできておるということが想定されますので、今後どんどんこうした修繕や整備に係る負担金が増えてくるのではないかと心配をしておるわけでございます。

一方で、過去のことを考えてみますと、そんな状況の中ではありますが、前身の越南線時代には、私も実は子どもの頃より利用させていただき、特に高校時代にはお世話になった鉄道であります。また、奥美濃地方のスキー場がにぎわいました昭和30年から40年代の冬季、冬ですが、スキー客専用の「銀嶺号」というのが週末に夜間運行されまして、白鳥以北の各駅は夜遅くまでにぎわったものであります。そうした華やかな時代もありましたが、現在ではその面影はなく、長良川鉄道に係る市の負担額は増えるばかりということで、暗い状況でございます。

そんな中、私も個人的には利用の拡大を模索して何とか残したい気持ちでいっぱいですが、現状の利用状況や人口減少がもたらす乗車人数の減少は確実でございます。市の財政も厳しい中であつ

て、これらの経費負担も今後はより多額になっていくと想定をされます。一時期もう膨らむばかりと思われ、存続には懸念を感じる一人でございます。したがって、この先の検討を真剣に行う必要があり、事態の解決は待ったなしの状況に来ておると思います。

長良川鉄道の存続問題については、沿線市民の皆さんの市民全体の意見を聞く必要もあると思われます。また、代替えの交通手段も諸問題が山積みしていると思われまして、一朝一夕には解決へは結びつけることが難しいと感じております。

前の日置市長には、同僚議員の何度かの質問において、市民の皆さんの総意で結論を出すべきであり、現段階では廃止、路線の縮小などは考えていないと断言をされました。新しく市政のハンドルを握られた山川市長におかれましてはどのようにお考えをしておられるか、お聞きをいたしたいと思ひます。よろしくお願いをいたします。

○議長（森藤文男） 原喜与美議員の質問に対して答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 市長を拝命して5か月がたちました。私も今回の郡上全体を回ったとき、この長良川鉄道の存続、もしくは廃止というこの2つについて、市民は二分する意見を持っておられます。そういう中で前日置市長も、長良川鉄道株式会社の社長としてのお立場と、郡上市長というこの2つのお立場の中で、大変苦しいお考えだったということを察します。今回、私も市役所へ入りまして、この長良川鉄道のこれまでの経緯、そしてどういう議論がされたかということ一度しっかり調べる必要があると考え、担当部局にその指示をしたところです。少し、間違えてはいけませんので、文章を見ながらしゃべらせていただきます。

まず、長良川鉄道の経緯でございますが、今議員おっしゃいましたように、昭和61年2月、越美南線問題対策会議において、第三セクター方式による地方鉄道として存続を決議しています。このときに関係した者は、岐阜県、旧郡上郡の7か町村、関市、美濃市、美濃加茂市及び富加町でございました。昭和61年8月、長良川鉄道株式会社の創立が総会で決定をされています。

このとき長良川鉄道、これを鉄道として存続させる必要性というものが4項目挙げられておりました。1つ、地域住民の足の確保。2つ、道路交通途絶対策。3つ、地域振興。4つ、越美南線・北線の全通問題。この4つを目指すということのために鉄道の存続をするという決議がされたわけでありまして。

それから時間がたちまして、議員がおっしゃいました、38年を経過した中で越美南線・北線のこの結合はもうありませんということになり、4番目のこの問題、必要性の項目は消えました。

2番目の道路交通途絶対策についての問題についても、東海北陸自動車道という国の基幹道が中央を走るようになったため、この問題もある程度解消された方向だと私は認識しています。

残る2つは、地域住民の足の確保。郡上市におきましては八幡以北の部分につきまして、長良川

の東西に路線バスを走らせるという計画を市が行っております。この点につきましては、そのほかのバス路線も考え、ある程度充足しているということは否めません。

3番の地域振興にとりましては、郡上市が前市長のときから日本一の踊りのまちということを提案し、観光立市ということもおっしゃっておる中で、この鉄道がなくなるということがどういうことになるのか、それを含めた地域振興はどうかという、こういう点ではまだ3番の存続の必要性という意味ではこれは重要なものが残っていると思います。項目が消えたからそれで終わりというわけではないというのは認識しています。

2つ目、この存続を決めたときの鉄道経営の採算性ということも議論されておりました。

そのために1番として出資金4億円を関係自治体及び地元企業などの協力を得て確保する、これを皆さんやってくださいました。

2つ目、赤字補填のための基金として転換交付金を原資とするもののほか、運用基金としては県・市町村で6億円、協力基金として地元企業などで当面1億円を積み立てる、この基金のほうも行われております。

3番、鉄道施設の無償譲渡及び転換交付金を受ける。これはJR、国との間で行われたことです。

4番、旅客の輸送量確保に沿線市町村が積極的に協力する。これも当時の郡上市の7か町村が残すための採算性を考えた上で行っておりますが、先ほど議員おっしゃったように、郡上市の市民がこの旅客量確保という意味でどこまで寄与しているかということは大変疑問な点が残ります。

5番、会社の経営が安定するまで当分の間、関係自治体が人的支援を行う。つまり職員を出すということでありまして、現在も経営安定化についてのその部局は郡上市にあります。

営業区間につきましては、議員おっしゃった前線で72.1キロ、うち約60%は郡上市内の鉄路でございます。旅客数は昭和61年の創立以降、平成4年が最大の180万人、コロナ流行期を除きますと最近では75万人と激減しております。

負担金につきましては、施設整備修繕に関する公的負担ということで、令和1年以降、先ほど議員の御指摘のとおり、いわゆる線路の補修、橋梁云々というところですが、当初の令和1年、総支出はこの鉄道株式会社全体で3億8,400万円、郡上市の負担金は1億200万円でございます。昨年度、令和5年度ですが、総支出金は6億6,300万円、郡上市の分担支出は1億6,500万円と約6,000万円上がっており、議員指摘のとおり、老朽化に伴うこの鉄路の修繕というものには、これは徐々に増えてくるものと予測されます。

運行に関する公的負担、つまり線路の上の部分になりますが、旅客による収益に関してですが、これも令和1年度以降ですけれども、令和1年、総支出額が1億2,900万円、郡上の分担支出は6,700万円であります。令和5年、昨年度になりますと総支出額は1億4,500万円、郡上は7,500万円と約800万円上がってきております。

つまり、まとめますと、鉄道の下の部分の補修部分も、お客様に御利用いただく上の部分も、徐々に徐々に増加し、郡上市の負担は増え、令和1年から5年、平均をしますと、郡上市の負担金は2億541万円、こういった数字になっており、この財源を捻出することは本当に苦労されたことだと思います。

次に、日置前市長の議会における発言内容を精査いたしました。これは、いろいろな議員の方から御質問があり、路線の存続廃止という部分についてのみ抜粋してあります。

平成23年9月の議会におきまして、白鳥―北濃間の休止・廃止については、「行政改革特別委員会の提言、白鳥から北濃間を平成23年度以降運休し25年度までに廃止する、は重く受け止めている。こうした問題は郡上市一存ではできないし、今後の重い検討課題である」と答弁されました。

続いて、令和3年の9月、市町としての立場としては、「できるだけ鉄道を今後とも維持していくということは必要であると思っている。中略。今後の鉄道については、どうしていくかはしっかり考える必要があり、沿線市町の課長会や副市長が委員となっている経営を考える会議や、沿線市町の首長が取締役になっているので議論をしていきたい。中略。いずれにせよ、進退をどのようにしていくのかを市民の皆様や議会の皆様にもよく聞いて方向性を決めていきたいと思っている」。

令和3年12月の議会でございます。「確かに大きな需要に変化はあるが、できる限り鉄道を今後も維持していければと考えているが、鉄道施設の老朽化や利用動向も変化しており、維持するためには財政負担が必要である。長良川鉄道については、大きな重い課題であるため、本市で新たに策定を予定している令和5年度からの地域公共交通計画を策定していく中で、市民の皆様の意見を聴いて将来的な方向を定めていきたいと思っている。また、長良川鉄道は本市だけでなく、沿線市町においてもいろんな意見もあることも承知しており、沿線市町や岐阜県にも相談をして方向をつけていきたい」。

続きまして、令和4年9月の議会です。「長良川鉄道については、公共交通の選択肢として基本的には残していきたいと思っている。中略。鉄道の今後については、財政支援の大きさと鉄道の必要性、あるいは価値というものを今後どう判断していくのかということだと思っている。中略。また市内においては、郡上北高校の生徒は主として鉄道を利用して通学しており、そういったことも考えて、できる限り存続していきたい。国、県、沿線市町の御理解を得て存続していきたいと思っているが、中略、今年度、公共交通に関するアンケート調査を実施し、長良川鉄道に関する設問もあるため、今後分析し、検討の資料にしたい。中略。可能な限り存続をしたい」。

結論としては、長良川鉄道は、議員のおっしゃったとおり、存続させたいというのが前市長のお考えであると私は思います。

市長の答弁にありました郡上市地域公共交通計画の住民アンケートを株式会社パスコが行っております。対象は無作為抽出の15歳以上の市民2,000人。実施期間は令和4年8月10日から8月31日。

実施方法は郵送とウェブであります。有効回答数は912件、率として45.6%の御回答を頂きました。その中でバス、タクシー等の質問もございましたが、長良川鉄道に関しては以下の質問が行ってありました。

1 番、長良川鉄道の利用頻度はいかがですかという質問です。「利用しない」は90.0%、「月1回未満」は6.8%、こういう数字が出ています。

2 番目、長良川鉄道を選択する、乗ると言った方ですね、選択したときの理由は何ですか。「ほかに手段がない」、38人でした。

逆に、長良川鉄道を選択しない、つまり乗らないと言われた方の主な理由。「ほかの手段の方が便利」、428人であります。

4 番目、長良川鉄道の現状のサービス内容に対する満足度と、今後のサービスを改善する場合の重要度。乗るか乗らないかは別としてどうしたらいいですかという質問であります。

5 番目、長良川鉄道とバスが並行して運行していることについてどう思われますか。

6 番目、長良川鉄道の評価はいかがですか。これの小質問としては、市民にとって安価で容易に利用できる交通手段であるかどうか。市外への移動機会の増加につながるかどうか。市外へつながっているという安心感があるかどうか。地域の交通手段の維持につながるかどうか。次世代へ継承する地域資源であるかどうか。地域の観光振興につながるかどうか。並行する道路、国道、県道等の渋滞緩和につながるかどうか。地域、地球環境の改善につながるかどうかという、以上6つの質問がこの長良川鉄道に対して行われており、今回、議員が御質問になった長良川鉄道の存続化、廃線化という、こういった切り込んだ質問はこのときに行われておりません。これを利用して市民の意見を聴いて決めるということはでき難い、そういったクエスチョネア、質問になっていました。

これらを踏まえ、現段階での私の考えとしては、大変、日置市長の気持ちがよく分かります。学生や市外へ移動する市民にとって重要な移動手段として、また観光資源としての存続維持を基本とした上で、必要な見直し案を沿線市町に対して提案していきたいと思います。

先ほどお話ししましたように、長良川鉄道の経営母体は鉄道株式会社であります。これには沿線の郡上市、美濃市、そして関市と富加町、さらに美濃加茂市の5つの公共が入っており、さらに株主としては岐阜乗合自動車等も入っております。そこでこの鉄道をどうするか最終判断が行われます。それと同時に郡上市としては、郡上の中でどうするかという2段階の決めることが必要になるという、ここが日置前市長が大変苦慮されたことだと思います。ましてや前市長は社長を兼ねておられましたので、市長は常に発言に気をつけられて、私としてはという考えと社長のお立場を分けておられたことは大変素晴らしいと思います。そういう中で、私として長良川鉄道の株式会社への提案をしていかなければなりません。

1 つ目は、やはりこの人員輸送というものは、もう既に郡上市にとってはあまり大きな意味をな

してきていません。そのため観光利用を目的とした乗客の比重を大きくする、こういったことが一つの方法だと思います。

2つ目は、長良川鉄道の社長を、さきは日置前市長、そして今は関市の山下市長が担当してくださっておりますが、これを例えば民間から公募する、そういったような思い切った運営の転換を株式会社提案する。そしてそれらの効果により、沿線市町の負担軽減の増減を検証した上で、その後の方向性を決めていきたい。今ここの場で廃線、存続、これではなく、やはり私も5か月たったばかりですので、アクションを起こした上でそれを見極めていきたいと思っております。

そういったことの後押しとして、さきに新聞報道にありましたが、9月5日、長良川鉄道と航空会社のフジドリームエアラインズとの間で業務の提携、協力に関する協定を締結したというものがございました。これは富士山を眺める遊覧飛行、それと観光列車ながらの旅を同時に楽しめるツアーを計画されるというものでありまして、これは先日、関市山下市長——長良川鉄道株式会社社長にお会いした折、ありがとうございます、こういったものは今まで御提案がございませんでしたと、大変積極にやっていただいておりますというお礼をしました。また、山下社長は社長になられた折、すぐに関市の幹部を連れて長良川鉄道で北濃駅まで来ていただきました。転車台も見られたり、長良川鉄道に初めて乗ったが、こういうものだったんですかということを確認して帰られた後のフジドリームエアの発表でありました。こういう意味で観光利用客の比重を拡大する意味において、郡上市としても大いに期待しておりますし、またこれは長良川鉄道に任せておくことではなく、もう一度、郡上市の市民が残したいと思って最後に一生懸命やってみるか、そうではなくて諦めるかという、ここにもかかってきます。行政は人任せではなく、プレイヤーは市民なんだということと一緒に考えていただいて、いま一度進めるべきだと思っています。

また、必要な見直しを進めた上でその後の方向性として考え得る選択肢、これには現状の路線の存続維持のほか、人口減少等に伴う利用状況を踏まえての路線の短縮などがございます。ただし、越美南線全線開通から本年度で90年が経過する路線を安全な状態で維持存続するためには、今後も施設整備に多くの費用が必要となることは明白であり、これは大きな課題であります。

この費用に関して、長良川鉄道株式会社が現時点で国県及び市町に示している国県の補助事業の整備事業計画によりますと、令和6年、今年からですが、令和11年までの6年間で事業総額は約51億8,000万円、年間平均8億6,300万円ほど要するとされており、鉄道施設の老朽化状況を考えますと、将来的な施設整備の更新費はさらに進んでくる、膨らんでくると予想されます。鉄道施設の安全を確保しつつ全線を存続維持する場合は、この施設整備の対応を進めていかなければなりません。

一方で、路線を短縮検討する場合、短縮した分の施設整備が必要なくなるため、全体での費用は抑えられます。沿線市町の人口、営業キロ数、駅の数などを基に設定する市町の負担割合に変更が生じる可能性が出てきます。例えば、北濃から郡上八幡までを短縮、つまり廃線した場合、負担割

合が変わることで、場合によっては郡上市以外の市町の負担額が増額するといった可能性も含めて、沿線市町との慎重な議論や調整が必要となります。単純に考えて、八幡以北を廃線にすれば郡上はいいだろう、こういうお考えの方がたくさんおられました。実際はそうではなく、郡上は減るけれども、順番に鉄道の下部分を直してまいります。その場合に美濃市、関市、富加町、美濃加茂市、ここが現在より負担額が上がるということをそれぞれの自治体の住民の方、また議会が了承していただくという必要が出てきます。こういった問題があるため、単に切れば郡上市だけという問題では済まないことも認識していただいた上で、この課題については取り組まなければならないという大変難しい問題がございます。

また、路線の短縮によって公共交通が確保できなくなった場合、沿線市民の移動手段をどうするか、またおどりのまち郡上を自認する郡上市にとって、観光への影響をどうするかなどの問題も出てきます。これはたくさん問題を含んでいて、鉄道による路線価の問題、つまり地価に影響を及ぼすというようなこともございますし、逆に鉄路がなくなったことにより、東西に分断していた地域の利便性が上がるといったいい点もございます。そういう点をそれぞれの地区でよく勘案した上で結論を出していかなければなりません。

いずれにしても、その方向性は市民の皆さん、議会の皆さんの意見を伺いながら判断しなくてはなりません。これは日置市長の御答弁と同じであります。今回のようにデータを開示し、皆様に考えていただく材料を御提供した上で、本当にこの長良川鉄道が4市1町にまたがる広域的な公共交通であるということをよく考えていただき、その上で、まずは郡上市から一定の方向を定めて長良川鉄道に具申するというのが私は必要であると考えていますが、何度も申しますが、郡上市だけの思いでこの鉄道を動かすことはできる問題ではありませんので、沿線市町村にこれから意見を提出し、またその考えを求め、慎重に論議し、全体としての方向性を決めていく必要があります。

議員がおっしゃるように、これまで合併から20年、現在のままで今ここまで参りました。郡上市の人口がこれからさらに減っていくことを考え、そういう中で鉄道の重要性和民生に対する重要性、そのほかの施策に対する重要性、これを皆様と一緒に考えながらどれを選択するのか、大変厳しいことがあると思います。そういった中で残していくのかどうか、これを考えながら進める必要があると思っています。

大変長い答弁になって申し訳ございませんでした。以上でございます。

(16番議員挙手)

○議長（森藤文男） 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 詳細にわたりまして御答弁いただき、誠にありがとうございました。今お話にありましたように、大変難しく、また悩ましい問題であるということは、私もよく承知をしております。したがって、早急に結論は出せないと思いますが、今、市長も申しいただきましたが、

いつまでも先延ばしはこれはどうかということを、私は負担金の金銭的なことばかりを申し上げて、あるものがなくなるということはこれは大変なことなので、全般的に考えますと、ただ金がかかるから、負担金が要るからというだけでは解決できる問題ではないとは思いましたが、市長、今いろいろと御理解いただいておりますので、私は何らかのアクションは起こしていただきたい、このままではちょっと困るよということが申し上げたかったので、市長の答弁の中にはそれがございましたので、いわゆるしかるべき時が来たならば、御英断もお願いしたいということもお願いを申し上げまして、ちょうど時間が参りました。これで私の質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

(午前11時42分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 大 坪 隆 成 議 員

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員の質問を許可します。

2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 2番 大坪隆成。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。なお、議長の許可を得まして、質問の順番を変更しています。

まず、質問、郡上偕楽園新築移転計画について質問します。

郡上偕楽園新築移転計画について、市長は6月議会で、「経済状況の変化や郡上市の介護サービスに関連する状況の変化に対応するため、一旦立ち止まって計画を見直す」と答弁されました。その後、7月31日に開催された第5回文教民生委員会協議会では、偕楽園園長より、昨年度から進められていた実施設計に対し、契約額6,490万円のうち出来高分として5,712万1,900円の支払いが行われたと報告がありました。実施設計の出来高払いが行われたということは、既存の実施設計に基づく偕楽園の新築移転計画は撤回されたというふうに理解してよろしいでしょうか。

また、市長は先日の全員協議会で、「洪水浸水想定区域にある偕楽園の移転については、慎重かつスピード感を持って実施しなければならない」と発言されました。これは、新築移転計画が白紙撤回されたわけではなく、計画を見直しながら進める意向があると受け取りました。偕楽園は、市民にとって大切な施設であり、その移転計画がどのような形で進むかは、多くの市民が関心を寄せ

ています。計画見直しの方向性について、現時点での市長のお考えをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員の質問に答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

郡上偕楽園の移転整備事業につきましては、令和5年9月補正予算に実施設計業務などに関わる部分を計上し、事業を進めておりました。令和6年6月4日の議会全員協議会において、ほかの2つの大きな事業とともに一旦立ち止まる、検討するとの説明を行っております。

翌6月5日、実施設計の委託業者に対しまして事業の中止について説明し、以降の業務の停止を求めたものです。これは当初予算24億円という偕楽園の移転整備、これは大変大きなものであり、私は医療人でありましたので、自分のこれまでの見てきた郡上の医療・介護の状態からあまりにも大きな支出にはならないか、それを思ったものであります。実際、物価高騰などの影響もあり、現在では28億円という試算がなされています。

御質問の実実施設計業務につきましては、当初契約金額が6,490万円、8月下旬までを工期としておりました。事業中止指示までの間に実施した業務につきましては、事業者より提出された内容精査の上、5,712万1,900円を支払い済みでございます。

この見直しということを行った背景の要因を述べます。

1つ目が、郡上偕楽園を最も利用すると思われる85歳以上の人口の減少であります。令和3年の基本計画策定時に参考とした人口推計値と令和5年12月に公表された人口推計値を比較した場合、介護が必要となる85歳以上の人口は減少しております。6月議会でも触れましたが、国立社会保障・人口問題研究所の2023年12月に発表した郡上市の将来人口は、基本計画策定時の予想よりもさらに大きく減少することが明らかになっており、高齢者の人口も今後、予想値より500人程度減少の傾向にあるということが一つあります。

2つ目、この偕楽園を維持していくための人材の確保であります。生産年齢人口の減少も進み、支え手となる介護人材の確保が困難になることが予想される中、現在、郡上偕楽園で介護職として勤務する職員53人のうち、正職員25人の平均年齢が44.7歳であるのに対し、会計年度任用職員28名のうち約7割の20名が60歳以上であることから、将来的に現在と同等の労働力を確保するのは非常に困難な状況であると思います。これが第2点であります。

第3点、市内の入所・入居施設の定員の状況に大きな変化がございます。資料を御覧ください。基本計画策定時、市内の特別養護老人ホーム全体の定員300床のうち、一部の施設で、人材不足により20床が稼働できない状態にありましたが、令和6年8月より全床稼働ができる状態となりました。また、開設予定であった認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、18床と住宅型の有料老人ホーム10床も令和4年度より稼働し、入所系の施設の受入れはベッド数が

増加しています。

また、市の施設である和良介護老人保健施設については、昨年度の稼働率が60%を下回っており、郡上市民病院の療養病床、いわゆるここを退院された方がこういった施設に入られますが、昨年度より再開しておりますが、稼働は一部にとどまり、20から30のベッドが空いておると聞いています。

こういった状況もあり、現在38床は当時より増えていること、そして御高齢の方の人数が大変減ってきているということがあります。こういった状況から、基本計画の策定時には特別養護老人ホームの定員を現状と同じ80床として計画されていましたが、将来的な適正な規模での検討を行う必要があると判断したところであります。

現在案としては、特別養護老人ホームの定員を51減の29床とすることを検討しております。定員の削減による受皿としては、介護保険事業計画等の整合性も必要であることから、待機者等の状況を配慮しながら、医療資源の活用も含め、関係機関と共に検討を進めてまいります。

また、養護老人ホーム25床、短期入所——ショートでございますが、20床については当初の計画どおりとしたいですが、いま一度精査を頂きたいと思い、その上で施設全体の定員はかなり圧縮した形で行っていきたいと思っています。

移転先については、大和第一北小学校跡地の土砂災害イエローゾーンにかかる区域を外した場所に何とか建設できないか。また、29床の地域密着型サービスとすることでより有利な補助事業の対象になるよう検討を進めたいと思っています。

今後のスケジュールについては、議員御指摘のように、スピード感を持ってと申しました。これは洪水が起こったときに、大変危険な地域に今この偕楽園が立地していることがございます。これまで行った事業の中で活用できるものは活用し、早期に安全な場所への移転を進めたいと考えています。令和7年度より基本設計、実施設計を行い、早ければ令和8年度より建設に入りたいと考えております。

建設計画に当たりましては、これまで進めてきた事業費につきましては、建設費に当たりますこの小学校跡地の測定の費用、地質調査に係る費用などは無駄にならないと考えております。また、設計に係る費用については、委託業者が国の基準など調査をし設計を進めてきた経緯があることから、何とかこれを活用した形での方法を考えていきたいと思っています。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(森藤文男) 大坪隆成議員。

○2番(大坪隆成) 市長、答弁ありがとうございます。

基本設計がおおよそ1,200万円、実施設計がおおよそ5,700万円、合わせておおよそ6,900万円の計画を撤回してでも、よりよい新築移転計画に変更する必要があると、市長の高いレベルでの勇気ある政

治的決断があったのだと思います。大きな計画であればあるほど、変更するには苦労が多くなります。今までかかったお金もちろんですが、今まで頑張ってきた職員の仕事時間というのも、大変貴重な時間です。そういった貴重な時間が決して無駄になることがないよう、そしてお金が無駄になることがないよう、よりよい施設が、そしてよりよい郡上偕楽園の新築移転計画が作成されるように見守っていきたいと思います。どうも答弁、ありがとうございました。

続きまして、介護保険サービス特別会計について質問します。

介護保険サービス特別会計では、郡上偕楽園、和良老健、白鳥病院の介護保険サービスが会計管理されています。この会計には令和5年度は2,227万9,752円の黒字決算でしたが、一般財源から1億6,132万5,000円が繰り入れられており、実質は1億4,000万円の赤字決算ではないかなとそう思うように思います。また、これは令和5年度特有のものではなく、毎年多額の一般財源からの繰入れが行われて、この郡上偕楽園、和良介護老人保健施設、白鳥病院の介護サービスが運営されています。

この会計で管理運営されている和良介護老人保健施設は、和良地域に唯一の介護施設であり、和良・西和良地区の介護サービスの拠点として重要な役割を担っています。しかし、当該地区は人口減少が著しく、介護サービスの提供が採算面で大変厳しい状況に置かれています。和良老健の実質単年度収支は、令和元年度が約3,100万円、令和2年度と3年度がそれぞれ3,200万円、令和4年度が約4,000万円、令和5年度が約4,600万円と年々赤字額が増加しています。

郡上市公共施設適正配置計画では、施設や機能については維持していくものの、毎年一般会計から多額の繰入れが行われていることから、併設する診療所の病床の利用や民間活力の活用を含め、管理運営の在り方について検討するというふうに記載がされています。現在、休止している和良診療所のベッドの利用というのは具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。

また、民間活力の活用を含めた管理運営の在り方について、現在どのような検討が行われているのでしょうか。教えてください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

菟島国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（菟島康史） 失礼いたします。それでは議員御質問の件についてお答えさせていただきます。

和良介護老人保健施設は、郡上市公共施設適正配置計画における管理運営についての対応方針として、議員御指摘のとおり、併設する和良診療所の病床の利用や民間活力の活用を含め、管理運営の在り方について検討するとしております。現在、和良診療所の病床ベッド数、8床ですけれども、平成30年4月から休止をしております。今後も利用再開の可能性は低いと考えております。

これに伴いまして、今後の病床をほかの目的で利用することも考えまして、令和2年3月議会に

おきまして、和良診療所の病床廃止を上程した経緯もございます。しかしながら、当時の審議結果は継続審査となり、その後、議会改選もあったため、廃案となっております。

診療所の病床の有効利用や民間活力の活用などについての取組について申し上げます。

併設する和良診療所の病床の利用につきましては、和良老健の感染対策スペースとして活用した実績がございまして、令和5年8月から9月に4床、令和6年5月に5床ございました。

また、民間活力につきましては、部分的な導入ではありますが、送迎の一部、リフト車に限りましてシルバー人材センターに委託をしております。

また、全国の老健の平均ベッド稼働率は8割後半の数値となっておりますが、和良老健は現在満床状態になく、6割程度の稼働となっております。

市内においては、民間による介護施設の開設が見られますが、和良地域においては和良老健以外にはなく、今後も民間の参入は見込めないという可能性が高いと思われまます。

本来、老人保健施設は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアはもとより、療法士等によるリハビリテーション、また、栄養管理、食事、入浴などの日常サービスまで併せた提供施設であり、在宅支援、在宅復帰のための施設とはいえ、入所期間は通常3か月程度で、長くても6か月程度とされております。そのため、当施設の入所判定会議においては、原則として受入れは在宅復帰が見込まれる高齢者としており、偕楽園などの特養への入所希望者の一時的な入所の受入れは実施しておりませんでした。しかし今後は、そういった面についても検討していく必要があると考えております。

介護老人保健施設運営に関してでございますが、在宅復帰率などが評価項目となっており、和良においては併設する診療所とともに、積極的に在宅支援、在宅みとり体制を取っております。現在は継続運営としておりますが、人口減少に伴う入所者の減少や介護人材不足の影響、偕楽園の建設も考慮し、和良老健の病床数の見直しやその機能の在り方も含めて、施設が有効利用できるような方策を検討していく必要があると認識しております。また、今後の介護需要に対してどの程度のサービスが必要なのか、介護保険事業計画などを通して検討する必要があると考えております。

介護サービスの利用者及び提供者双方にとって、郡上市は移動距離が非常に大きく、人口減少が顕著で民間が参入しづらい和良地域などの周辺地域においても、負担あれどサービスなしという状況にならないためにも、公立施設の存在は重要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 養島事務局長、大変分かりやすい答弁、ありがとうございました。

老人保健施設の役割は、リハビリテーションを行って在宅復帰を支援するというのが第一の大き

な目標ではありますが、和良老健のように地域にほかのサービスがなく、交通アクセスの悪い地域に存在する老健には、私はまた違った役割があるんじゃないかなと、違った役割も求められるんじゃないかなというふうに思っています。

和良老健は、長期の入所を原則的には認めておらず、在宅復帰に特化した老健ではありますが、それに伴ってベッドの稼働率が下がっているということもあるかと思います。和良老健の40のベッドは、郡上市の介護サービスにおける非常に大切な社会資源です。先ほど市長からも、偕楽園のベッドが縮小される可能性があるという答弁を頂きました。和良老健のベッド稼働率を上げることで、ベッドの有効活用の一助になるのではないかなとそのようにも思います。

公益社団法人全国老人保健施設協会のホームページでも紹介されています。老健は、状態を見ながら必要な期間継続して入所する施設であること、特養入所までの待機施設としての役割や、最近ではみとりにも対応した施設であることが紹介されています。郡上市の貴重な社会資源として、偕楽園の計画とも併せて有効な活用について、ぜひ慎重に御検討ください。どうもありがとうございました。

続きまして、国保白鳥病院の介護保険サービス事業について質問いたします。

国保白鳥病院では、介護保険サービスとして訪問介護、通所リハビリテーション、訪問看護、居宅介護支援の事業を行っています。事前に頂いた資料では、それぞれのサービス単位での収支差額を確認することはできませんでしたが、全体として大変厳しい経営状況が続いています。実質単年度収支は、令和元年度が約2,800万円、令和2年度が約6,000万円、令和3年度が約5,000万円、令和4年度が約4,500万円、令和5年度が約5,600万円の赤字となっています。

和良老健とは異なり、白鳥地域には民間の介護サービス事業者も経営を行ってみえる中、赤字経営のため一般財源からの繰入れをしながらも、これらの介護保険サービス事業を継続していくことについて、現状をどのように評価しておられるのかお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

菟島国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（菟島康史） 失礼いたします。それでは、ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

当院、国保白鳥病院でございますが、介護サービスの現状を申し上げます。

利用者延べ人数は、令和4年と令和5年を比較して減少傾向にあります。しかし、訪問介護につきましては、令和4年と令和5年の比較で1.7%増加しており、特に本年度でございますが、本年度は土曜日の訪問を実施するなどにより、7月末時点で前年対比234人、34.2%増加しております。居宅介護については同様の比較で9.4%減少しており、7月末現在では前年対比43人、8.1%の減少を見ております。これにつきましては、人口減少と要介護認定者数の減少によって利用者自体が減

少していることが主な原因でございます。また、このことが施設入所に余裕を生み、在宅における介護サービス利用者の減少につながっているということも考えられます。

また、現在、ケアマネジャーは4人在籍しておりまして、令和6年7月現在でケアマネジャー1人当たり30人程度の利用となっております。

続いて、デイケアサービスについてですが、同様の比較で2.7%減少しており、7月末現在で対前年比79人、4.5%の減少、契約件数も23件、6.9%減少しております。これも居宅介護と同様に、人口減少と要介護認定者数の減少が大きいとともに、デイケアが本来果たすべきリハビリ中心の介護サービスの提供という概念が、利用者あるいはケアマネジャーにおいても十分に理解されていないということも関連していると思われます。

以前は、当院のデイケアにおきましては、デイサービスと同様に食事や入浴のサービスを実施しておりましたが、令和2年から食事・入浴のサービスを取りやめ、短時間通所のリハビリに転換しております。これはデイケアとデイサービスが本来果たすべき役割を明確にし、利用者の差別化を推奨する国の方針に準じており、国が推奨する循環型サービスに沿い、リハビリテーション会議、こちらは医師、リハ職、利用者、家族、ケアマネジャーが参加しますが、こちらにより目標とゴールを決めて、患者に適したサービスを展開しております。

また、加算についてですけれども、加算についてですが処遇改善加算が取れておりませんが実情でございます。ほかにも加算が取れていないものが見受けられますので、今後の検討課題というふうに認識しております。

現在、採算面から民間が手を出しにくい地域での介護サービス事業について実施しておりまして、市民サービスの観点から事業の継続はしていく方向でございます。

一般的に言えることなんですが、人口減は医療のみならず、介護のマーケットも縮小させており、和良老健と同様に、今後の介護事業に対してどの程度のサービス設定が必要なのか、当院で実施している介護サービス事業やサービスの提供について見直すことも視野に入れ、介護保険事業計画などを通して検討する必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 蓑島事務局長、大変丁寧な答弁、ありがとうございました。

本来、介護サービスは保険制度で運用されているものですので、一般財源からの繰入れというのは、税の使い道の公平性としては私自身は疑問が生じるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、僻地かつ豪雪地帯でのサービス提供は、採算面から大変厳しいものがあり、公がサービス提供に関わる必要性が高いということはよく分かりました。どうもありがとうございました。

続いて、3つ目の質問に入ります。居宅サービス体制の現状と課題について質問をします。

市内の訪問介護や通所介護サービスを提供する民間の事業所が利用者の減少による経営悪化に苦しんでいます。今年度、訪問介護は介護報酬のマイナス改定が行われ、経営悪化に伴う事業の撤退が懸念されると新聞などでも大きく報道されています。しかし郡上においては、現場では介護報酬の改定よりも利用者数の減少が経営にはるかに大きな影響を与えているとそういう声が上がっています。

現在、市内の要介護認定者数や居宅介護サービス利用者数は、介護保険計画の想定を外れた状況が発生しているんだというふうに思います。また、市長や養島事務局長の答弁からもありましたように、利用者が減っている、高齢者が減っているということが答弁の中でもありました。現状について具体的なデータをお聞かせください。

また、今後の利用者数の見通しや、それに基づく対応策について、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、市内の居宅介護サービス、主には通所介護と訪問介護の利用者数の減少傾向が続いております。主な要因として考えられることは、令和4年から5年にかけて例年より死亡者数が増加したことにより、介護認定者数が予想に反して減少したことが挙げられます。

一方で、居宅介護サービスのニーズそのものが大きく減ったとは捉えておりません。その根拠としましては、令和4年度に実施いたしました介護予防日常生活圏域ニーズ調査では、51.1%の高齢者が、介護の支援を受けながらできるだけ長く自宅で暮らしたいと回答していることによります。しかし、家族介護力の低下などの要因により、早期に施設入所を選択される方も増え、居宅介護サービスの利用者減少に影響を与えていると考えられます。

次に、今後の見通しとしましては、令和5年度に策定いたしました第9期介護保険事業計画においては、介護需要は現状の水準が令和12年まで続き、その後、令和22年までは僅かに増加しますが、以降はピークアウトし、令和32年には現状の水準に戻ると予測しています。

ただし、第8期計画の予測値に対して実績が大きく下振れしたこともあり、今回の予測値に対しても実績が下回ることも想定していく必要があると考えております。

このことを踏まえて、第9期計画では、介護サービスの総量を抑制する観点から、事業所の新規開設は行わないことを明記しました。

このように、まずはこれ以上介護事業所を増やさないことが重要と考えていますが、現状における急激な利用者の減少を踏まえ、サービス提供規模の縮小など緊急的な調整を行っていく必要があ

ると認識しています。

また、山間僻地においては、訪問介護や通所介護など、単一のサービスは非効率になりがちであることから、将来的には小規模多機能型居宅介護といった通いを中心として、随時、訪問や泊まりなど複数のサービスが提供できる形への転換を進めていきたいと考えています。

(2 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2 番（大坪隆成） 田口部長、ありがとうございました。

想定を超えた死亡者数の超過により、高齢化率自体は高まっていますが、高齢者の絶対数はこれ以上もしかしたら増えていかないんじゃないかと。伴い、要介護者もこれ以上大きな増加は見込まれないのではないかというふうに郡上市が認識されているということはよく分かりました。先ほどの山川市長の偕楽園の答弁にもつながることで、こういったデータに基づいて郡上市は、施設サービスの在り方、介護サービスの提供の在り方を見直しているんだなということがよく分かりました。ありがとうございます。

最後の質問になります。

先月、指定管理で温泉経営を行っていた子宝の湯の休止が発表されました。これは経営状況の悪化から指定管理者が経営継続困難というふうに判断をして、実質的に倒産に至ったものではないかというふうに思われます。

同様に、郡上市内には指定管理制度を通じて介護サービスを提供している施設があります。そこでお伺いします。市が指定管理を委託している事業者の経営状況をどのように把握し、分析されているのでしょうか。

また、指定管理者が経営継続を辞退した場合、どのような対応を取る計画があるのでしょうか。

また、そのような事態に陥らないために市としてどのような経営支援が可能であると考えてみえるのか、方針をお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

市が設置するデイサービスセンターのうち8施設は郡上市社会福祉協議会が指定管理者として運営を行っていますが、デイサービス事業の収支は近年大変厳しい状況となっています。令和3年度実績では全体で4,000万円を超える黒字でしたが、令和4年度から悪化し、令和5年度に至っては4,000万円を超える赤字となりました。これらの背景には、先ほど述べましたように、高齢者の死亡者数増加や施設入所による在宅高齢者の減少などの理由による、デイサービス利用者の減少が影響していると分析していますが、見過ごすことができない状況と捉えております。

御質問いただきました、指定管理者が指定の継続を辞退した場合にはどのような対応をするかということにつきましては、まずは、当該デイサービスセンターが立地する地域の介護サービスの需要があることが前提となりますが、一旦その指定管理施設によるサービス提供を打ち切り、民設民営でデイサービスセンターを運営していただける民間事業所を募集します。それがかなわない場合は、従来の方法である指定管理施設による公設民営の枠の中で新たな指定管理者の募集を行ってまいります。

また、指定管理者が指定管理の継続を辞退するような事態に陥らないための経営支援としては、特色ある経営方法の提示や、求められているニーズを伝えるなどの助言を行い、指定管理者と両輪となって経済改革を進めますが、それでも経営が上向きにならない場合は指定管理料の支払いについて検討を行う可能性もあるかもしれません。

一方で、民間事業所のデイサービスセンターの開設が十分進んでいる地域においては、状況に応じて公設のデイサービスセンターを休止、または廃止することが妥当と考えています。

以上述べましたとおり、市としては、介護を必要とする高齢者に十分なサービスが提供できる体制を確保していくことを大切にしつつも、需要と供給のバランスが崩れたときは民間事業所の経営を優先して考えて適切に調整を行い、事業者全体が健全な介護サービスの運営を行えるように取り計らっていく必要があると考えております。

(2 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 大坪隆成議員。

○2 番（大坪隆成） 田口部長、ありがとうございました。

保険あって介護なしという状況にならないためにも、介護サービスの供給体制の維持というのは、保険者である地方自治体、郡上市の重要な責務だと思います。僻地かつ豪雪地帯での居宅介護サービスの提供というのは、大変な厳しいものであるということは、採算面からもとても厳しいものであるということは、直接事業を提供している郡上市は誰よりもよく分かっていることだと思います。そのため郡上市は、一般財源からの繰入れを行いながらも、自らサービスの提供を行ってきました。民間事業所はそういった支援というのはなかなか受けることができない中、それでも何とかサービスを提供していこうと生き残りのために経営努力、これは加算の算定だとか、職員配置の融通、そういったものを通じて経営を続けていく努力をされてみえます。介護サービスの提供を持続可能なものにしていくためにも、行政と民間との役割の整理というのは必要不可欠なものだと思います。効率的で持続可能性が高い介護サービスの提供体制について、現状に即して検討を続けていってください。命を守る、郡上を守るという公約を掲げて当選された山川市長の下に、住みやすい、年を取っても、介護が必要になっても、どんな重たい障がいがあっても自分の住み慣れた町で最期まで暮らし続けたいというささやかな願いがかなえられるようなサービス提供体制の維持を、ぜひ無駄

な、効率的にお金をどのように使うかを含めて、考えていつていただきたいと思います。

2回目の一般質問でしたが、大変緊張してうまく伝えられたかどうか分かりませんが、市長をはじめ田口部長、蓑島事務局長の誠意のある答弁を頂きました。どうもありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（森藤文男） 以上で、大坪隆成議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩とします。再開は13時50分を予定しております。よろしく願いをいたします。

（午後 1時37分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

◇ 田 代 まさよ 議員

○議長（森藤文男） 12番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

12番 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 12番 田代まさよです。議長より発言のお許しを頂きましたので、失礼いたします。

○議長（森藤文男） 田代議員、マイクを。

○12番（田代まさよ） すみません。6月の定例会の折に、「今年の夏は暑い日が多くなるそうですので、対策をして乗り切ってください」と申し上げました。なるほど本当に暑い日が続きました。9月に入っても暑い日が続き、異常気象と気象庁でも伝えています。命を守ることは一番ですが、自然環境のことについて考えることも必要ではないかと思います。引き続き、暑さ対策をしていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は、大項目で3つ、質問をお願いいたします。

初めに、圃場整備のその後について、2つ目に郡上市民病院について、3つ目に男性の育児休業についてお尋ねをいたします。

1つ目の圃場整備のその後について、お尋ねをいたします。ここでは小項目1つでお願いします。

今回は白鳥町の話をしていただきますが、この件は白鳥町に限らず、市全体のこととして考えていただければありがたいです。圃場整備は白鳥町の時代に昭和46年を初年度とする土地基盤整備計画を立て、県営圃場整備事業等を積極的に取り入れ、事業の実施を図り、整備されました。目的として、農地等の区画形質の変更を中心に、用排水、道路等の補助条件を総合的に整備するととも

に、担い手の育成に資するための農地の利用集積や、非農用地を含む土地利用の秩序化を一体的に実施することによって、将来の営農形態に適合した農業機械の効率的な利用や合理的な水管理等、生産性の高い圃場を整備することとしています。

また、圃場整備とは、農地の区画整理、農道の整理、農業用排水路等の整備を総合的に行うことであり、圃場を大きい区画にして農業用水をパイプライン化し、広い農道を設備するということです。

白鳥町の牛道の圃場整備は昭和53年頃より始まり、昭和56年から昭和59年に完成したようです。当時は、国が50%の負担、町が25%の負担、受益者も25%の負担があったようです。受益者が、25%の負担があっても整備の前の小さな田んぼでは大きな機械も入らず、集約されず人の手間ばかり必要となる田んぼより、農地の利用集積や大型化により農業機械の大型化や区画の大規模化と集団化を図り、営農の効率化を目指した圃場整備を行うことに、農家の皆さんは大きな夢と期待をされていたことと考えます。

しかし、大面積の土地の所有者は、大きな区画の田んぼは取得しやすかったかもしれませんが、小面積の田んぼの持ち主は畦畔ブロックなどを使用して区画の整備をして取得されたようです。畦畔ブロックを入れる経費は様々であるとお聞きしました。圃場整備を行う際につくられた組合が負担するなどして、個人の負担はあまりなかったようにお聞きをしました。

そして月日は流れ、昭和59年に完成しました圃場整備も、40年が経過しました。当時、農業の未来に夢を膨らませた方々は年を重ねられ、体の自由が利かなくなったりして農業が思うようにできなくなりました。子どもたちは都市に出て行き、跡を継ぐ人もいないという方や、一緒に住んでみえるなどしても、子どもさんたちは田んぼを作らないなどといった将来に不安しか残っていません。自分の力だけでは田んぼを守っていけない状態になりつつあります。

このような状況の中、営農組合や農援隊のお力をお借りして、田んぼをお任せして何とか耕作放棄地や休耕田を作らないように工夫をされています。しかし、大区画の田んぼであれば、営農組合や農援隊に頼んで作ってもらうことは可能ですが、畦畔ブロックなどで仕切っている田んぼではより手間がかかるということで、なかなか引き受けてもらえないのが現状です。

農援隊の方にお聞きしましたところ、「畦畔ブロックなどで仕切っているところはやはり手間も多くなり、少しでも角が少なくなれば大変ありがたいので畦畔ブロックはできればないほうがありがたいし、取っていただければ助かります。畦畔ブロックを取り除き、大区画の田んぼであれば少しでも手間を省け、より多くの面積を作れるのではないかと。そして農業で生活を支えていけるようにするためにも、僕たちの子どもたちが農業を行ってくれるためにも、考えていただきたい」と言ってみえました。

そこで、何かと厳しい状況の折ではありますが、また、中山間地域直接払いの交付金等としての

補助もある中ではございますが、せめて畦畔ブロックを取り除く際の費用の負担軽減はしていただけないでしょうか。圃場整備の折にも国や庁にも補助金を頂いた上に、さらに畦畔ブロックを取り除く費用の負担をお願いするのは誠に恐縮ではありますが、農家の実情をお酌み取りいただき、将来のためにも今できることを考えていただき、ぜひとも経費の負担軽減をお願いいただけませんか。助成をしてほしいというのは、無理難題を申し上げているのかもしれませんが、面積の小さい方には何かにつけ負担が多くなるのです。このままの状況では何もかも悪い方向に向かってしまいます。どうぞ、ここは5年、10年先のことをお考えいただきたいと思います。せめて担い手がしっかりしている地域だけでも対象に検討は頂けないでしょうか。担当部長にお伺いをいたします。

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） それではお答えをいたします。

営農組合等の担い手に作付を依頼する際には、小規模農地であることは、やはり手間も増加するということから引き受けてもらえないなどの問題は、郡上市のような中山間地においては課題となっているところでもあります。こうした小区画の圃場の個別の区画について、畦畔ブロックの撤去を公共事業として実施することは、公益性の観点からは困難ではあります。

一方で、受益面積が10ヘクタール以上や担い手の経営面積シェア率の増加等の採択要件を満たすことにより、かんがい排水や農道整備と組み合わせた中の一工種として公共事業として実施することが可能となります。

また、受益者の負担軽減については、担い手への集積率を高めることによって、受益者分担金を支援いたしますソフト事業の活用により、軽減は可能となります。

また、事業化のためには受益者の合意形成が必要となります。将来の地域農業の形態を見据えて、農業者の高齢化や後継者不足が進む中でどのように維持していくのか、地域計画策定の取組の中で将来展望などを話し合い、共有することにより、土地改良としての圃場規模の大区画化、並びに附帯施設としての農業用水、農道整備の需要化につながることも想定されますので、御検討いただければというふうに考えております。

以上でございます。

（12番議員挙手）

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 御答弁ありがとうございました。

なかなか畦畔ブロックの撤去作業の費用を軽減ということは難しいようではございますが、今部長さんもおっしゃっていただいたように、地域計画を進めていただいているということでござい

すので、ぜひともこの畦畔ブロックなどがある方々から率先して地域に呼びかけ、そして地域の皆さんの協力を得て、一刻も早くもっと大規模な大区画になるような圃場整備をしていただくことにより、また、担い手の方々がそれによってお仕事を受けやすくなり、そして生産性も高まるというふうなことが可能であれば、ぜひぜひ地域計画を早急に進めていただき、郡上市も大規模農家のような形態をつくっていただけますよう御尽力を願いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2つ目の質問です。郡上市市民病院についてお尋ねをいたします。

市民病院での幾つかある診療科目の中で、今回、産科についてお尋ねをいたします。ここでは小項目2つ、お願いをいたします。

初めの質問です。

分娩には2つの種類があるようです。経膈分娩と帝王切開の2種類です。経膈分娩は自然分娩、ソフロロジー式、ラマーズ法、フリースタイル分娩などと、医療処置が必要な分娩、無痛分娩、計画分娩などに分けられるようです。

無痛分娩は母体に与えるダメージを抑えたり、復帰が早いとお聞きしますが、普及しない理由として、対応している施設が少ないこともありますが、医療機関にとって無痛分娩の導入はかなりの負担もあるようです。また、導入できない主な理由として、麻酔科医の不足も大きいようです。無痛分娩の導入はなかなか難しいかもしれませんが、現在、市民病院では、自然分娩と帝王切開を行ってみえますが、何か特徴や強みがあるのでしょうか。

小項目2つ目の質問です。

お産は、初めての方にとって、より不安があります。郡上市は大変広く、広範囲な地形になっています。広い郡上市のどこに住んでいても、産科のある病院は市民病院しかありません。どのようなサポート体制で安心して出産できる環境を提供してみえるのでしょうか。

また、産前産後のサポート体制及び里帰り出産をしていただく上でも、病院間の連絡なども含めて、サポート体制はどのようにされているのでしょうか。

妊婦さんに安心してお産をしていただけることが大切なことだと思います。市民病院での体制をお尋ねいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

藤田市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（藤田重信） それでは議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず最初に、市民病院産科の特徴や強みは何かということについて、お答えをさせていただきます。

当院の産婦人科の特徴ですが、世界保健機関が推奨します「赤ちゃんにやさしい病院」として

2009年に認定を受けました。この認定は、岐阜県内では岐阜県総合医療センターと当院の2病院となっています。

「赤ちゃんにやさしい病院」では、母乳育児の支援の方針に基づき、妊娠中から母乳栄養の利点等、母子間のスキンシップの大切さ、母乳育児の楽しさをお伝えしています。分娩後は早期に母子接触、赤ちゃんの哺乳意欲に合わせての早期授乳を開始しています。母子同室、赤ちゃんを見つめながら呼びかけ、効果的な授乳方法の指導、育児上の心配事相談など、母子双方の精神的な負担を極力軽減できるよう、母乳育児の支援を早期から開始できるよう支援を行っています。近年の出産年齢の高齢化、不妊治療の増加、ハイリスク妊婦の増加に伴い、医療介入も増加していますが、その中でも母親の気持ちを酌み取りながら、楽しく育児を行っていただけるよう不安要素を取り除き、母乳育児の支援を行っています。

なお、議員の御質問の最初のほうにありました無痛分娩につきましては、「赤ちゃんにやさしい病院」においては自然分娩が推奨されていることから、当院では無痛分娩の採用をしておりませんが、議員がおっしゃってみえたように、麻酔科医や夜間の産科医の配置の関係から無痛分娩に十分な対応ができる体制が整っていないのが現状であります。このことの理由により、現在、無痛分娩の実施には至っていません。

続きまして、2つ目の御質問にありました、里帰り出産のサポート体制等について回答をさせていただきます。

出産前のサポート体制については、助産師が妊娠中から母親学級、妊婦健診時の保健指導などを通じて、入院時期やお産に係る不安の軽減等、自然な経過を経て出産を迎えられるよう支援をしています。

お産時は陣痛計測モニター、胎児心拍モニターにより、妊婦さん、胎児の状況を把握できる体制を取っており、異常の早期発見や緊急時の対応を速やかに行える体制を整備しています。

職員の配置につきましては、岐阜大学病院の全面的な協力体制により、出産に関するガイドラインに沿った医師配置を取っており、日勤帯には医師、助産師とも2名以上が院内にいる状況となっています。休日・夜間につきましては、当直の産科医師1名と自宅待機の産婦人科医師1名、当直の助産師1名と自宅待機の助産師1名の体制で対応をしています。緊急時にも対応できる体制としていますが、まだこれでも十分な体制とは言えないかもしれませんが、ガイドラインの最低限の状況となっています。

また、小児科医についても、夜間・休日につきましては常に連絡が取れる体制を取っており、新生児の状況に応じては小児科医が駆けつける体制となっております。

院内において、緊急時の対応が速やかに行えるようシミュレーションや勉強会を行い、郡上市で唯一の出産施設として安心安全で出産できる体制、環境づくりを常に行っているところであります。

出産後のサポート体制については、退院後3から4日後に電話訪問を行い、退院後の育児、授乳について不安がないかを確認しています。退院後の1週間健診時に問題の有無について確認をさせていただいています。また、その際に新生児訪問の希望があれば御自宅まで訪問するようなことも行っています。

1か月健診時は、赤ちゃんとお母さんの経過を確認しています。これ以降、継続する問題があれば、当院を受診していただくか、郡上市内在住の方につきましては、地域の保健師と情報共有を行い、サポートが十分できるよう病院から地域へと切れ目のない支援体制を取っています。

里帰り出産についてですが、当院の年間出産数の約3割が里帰り出産となっています。妊娠32週から34週に事前連絡を頂き、診察予約をし、当院で初めての受診となります。初回の受診時には、妊娠初期から受診している病院からの紹介状を持参いただき、妊婦さんの経過を確認しながら、出産退院後のサポートをさせていただいております。多くの里帰り出産の方は、1か月健診が終了後、生活拠点の地へとお戻りになられますので、紹介先の病院に出産までの診療情報として、お産の経過や1か月健診時の状況などをお知らせし、生活拠点の病院・クリニックにおいても引き続き支援が受けられるようにしております。

このような体制により、里帰り出産が安心安全なものになるよう、今後も尽力してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 藤田局長さん、丁寧な答弁をありがとうございました。

「赤ちゃんにやさしい病院」が県内で2件の指定ということではございますが、なかなかこのことは皆さんに知られていないようにも思います。せっかく2件という少ない指定を受けておられるので、もう少しPRをして、市内はもとより、ちょっと出生数が減少しているのがなんですが、里帰り出産もたくさんしていただき、または近隣の市町村にも声をかけていただき、市民病院を使っていただきますよう、そしてその後のサポート体制も本当に一生懸命やっただいておりますので、自信を持って市民病院で出産をしていただけるように、もっともっと御尽力をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、大項目3つ目の質問です。ここでは小項目3つ、お願いをいたします。

初めに、職員の男性育休の取得率と向上のための取組状況についてお尋ねをいたします。これから申し上げることは、一般の事業所向けの育児・介護休業法であり、官公庁といいますか、公の規定とは多少違いがあるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

2021年、令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、2022年、令和4年4月1日から段階的に施行されております。制度面でも男性が育休を取得しやすい働きは進んでいます。今回は育児休業

についてお尋ねをいたします。

育児休業法の改正の内容などは、雇用環境整備、個別の制度周知や取得意向の確認の処置の義務化としては、本人または配偶者の妊婦や出産を申し出た職員に対して、事業主は育児休業などに関する内容の周知と育児取得の意向確認を個別に行う必要があります。従業員が育休を取得しやすい環境整備が義務づけられました。

有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和としては、育休取得要件のうち、引き続き雇用された期間が1年以上の要件が廃止となりました。ただし、労使協定を締結した場合は、無期雇用労働者と同様、引き続き雇用された期間が1年未満である従業員も対象から除外もできます。

また、令和4年10月1日に施行されたもので産後パパ育休（出生時育児休業）の創設としては、産後8週間以内、母親の産休中に通常の育休とは別に、最大4週間まで育休取得が可能になりました。これまで原則として分割取得できなかったものが、最初にまとめて申請した場合、2回に分割して取ることもできます。

また、労使協定をあらかじめ締結している場合に限り、同意した範囲内で休業中の就業も可能となりました。

育児休業の分割取得としては、産後パパ育休とは別に、1歳までの育休を2回まで分割して取得できます。産後パパ育休を利用する場合、合わせて計4回に分けて休業が可能です。そのためパートナーの職場復帰や子どもの保育園入園などのタイミングに合わせて柔軟に対応できるなどといった、男性が育休を取得しやすい環境は整ってきました。

しかし、それでも育休を取得しない理由も幾つかあります。収入を減らしたくない、職場が育休を取得しづらい雰囲気、または会社や上司、職場の育休取得の理解がない、育休制度が整備されていない、残業が多い、昇給や昇格など今後のキャリア形成に悪影響がありそうと思った、などがあるようです。収入面から見ると、なかなか育休取得は難しいものがあるのではないのでしょうか。

男性の育児休業取得の数値目標として、2021年では13.79%であるが、2025年度に30%とされています。そこでお尋ねをいたします。市職員の男性育休の取得率と向上のための取組状況についてお尋ねをいたします。

小項目2つ目として、2024年現在、育休取得は義務化されてはいませんが、事業主による男性の育休取得の推進は義務化されております。市職員の男性育休の取得率を伸ばすために、市長のお考えをお尋ねいたします。また、どのような関わりをされているのかもお尋ねしたいと思います。

小項目3つ目として、育児休業を理由とする不利益扱いの禁止、ハラスメント防止の対策が大切と考えます。男性育休の取得をした人の周りへのフォロー、また周りへの方々の対応はどのようにして取り組んでみえるのでしょうか、お聞きをいたします。市長及び担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） それぞれの項目について答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、まず私から、1点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

御紹介のあった育児休業、介護休業法の改正とともに、地方公務員の育児休業等に関する法律なども改正をされました。これに伴い、本市も条例を改正し、男女とも仕事と育児の両立ができるよう制度を整備してきたところでございます。

初めに、郡上市役所の男性職員の育児休業の取得率でございますが、昨年度は53.3%でございました。この数値は、令和5年度内に配偶者が出産された男性職員の人数を母数とし、育児休業を取得した男性職員の人数の割合を算出したものでございます。

次に、取得率の向上へ向けてについてですが、令和5年度に育児休業等取得意向シートというものを作成いたしました。このシートは、男女ともに使用するものでございますが、出産予定のある職員、もしくは出産予定のある配偶者がいる職員が、育児休業の取得意向などをこのシートに記入をし、所属長に提出をいたします。提出を受けた所属長は、職員と面談を行うこととしておりまして、育児休業等の取得意向や取得の予定期間を双方が共有することで、以後の育児休業等の取得を円滑に進めようとする狙いがあります。

シート作成の周知に当たりまして、職員へは積極的な育児休業等の取得をお願いするとともに、所属長には育児休業等に係る制度周知とともに、本人の申出が優先されること、シートに記載された情報の厳重な管理とハラスメントを発生させない配慮をお願いしております。シートを作成し所属長と面談をすることで、本人の意向を伝えやすくなり、育児休業を取得しやすい雰囲気ができるのではないかと考えております。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） 私は、ジェンダーにとらわれることなく、郡上市の男性職員、もちろん女性職員もですが、育休取得は推進していかなければならない、男性育休は当たり前という社会を目指したいと思っております。

男性育休の取得率を伸ばすための関わり方として、今年の7月以降、性別にかかわらず育児休業を取得する職員及びその所属に対し、市長からのメッセージを送るよういたしました。これは、職員の中途退職の方にも送っております。

育児休業を取得する職員には、家族との絆を深め、そのときしかできない経験をし、子育て、家族との時間を楽しみ、大切にしてほしい。

また、所属に対しては、育児休業を不安なく当たり前を取得できる職場風土にしたいこと、職員が不在の期間の業務分担に御協力いただきたいことなど、そういった趣旨のメッセージを送り、本

人、所属に対して育児参加の促進及び応援、協力を呼びかけています。

誰もが働きやすく魅力的な職場環境をつくり、それを進める取組の一つとして、これからも育児休業の取得を進めていきたい。心の面で優しく接するということが大事だと思っています。

その上で、私は、郡上市の職員にとどまらず民間の事業者に対しても、育児休業取得を推進してもらいたいと考えています。御存じのように岐阜県では、エクセレント企業認定制度がございます。仕事と家庭の両立支援や女性活躍の推進などの取組が特に優れている企業を岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業として認定をしています。こういった企業は、イメージアップにもなり、企業の従業員の確保、定着や意欲的な社員の増加にもつながるなど、多くのメリットがあると考えています。こういったことから、市内の民間事業者には、男性の育児休業を含め、仕事と家庭の両立、その支援や女性活躍支援などに積極的に取り組んでほしいと考えています。郡上市もその制度やメリットなどを発信し、エクセレント企業の増加に努めていきたいと思っています。

また、育児取得を推進するためには、まず、郡上市職員が模範となるよう率先して育休を取る必要があると考えています。郡上市職員の育休取得推進の取組は、市内既に認定を受けている企業のみでの取組、市内全域に波及することは、本人だけでなく未来の郡上市のためになると思っていますので、まずは範たれという思いで郡上市職員がしっかりと取っていただくよう、職場の環境もしっかり守りながら見つめていきたいと思っています。

以上です。

○議長（森藤文男） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、3点目の御質問に対する御回答でございます。

育児休業等を理由とする不利益な扱いであったりハラスメントは、あつてはなりません。地方公務員の育児休業等に関する法律では、第9条で、職員は育児休業を理由として不利益な取扱いを受けることはないと定められております。給与制度、人事制度上の不利益な取扱い行っておりません。安心して育児休業等を取得してもらえよう、人事課では育児休業等を取得する際の手続や給与面等への影響について、職員の希望により個別に説明をする機会を設けているところでございます。

また、ハラスメントに関してでございますが、市では、郡上市職員のハラスメントの防止等に関する要綱を定めております。この要綱には、妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメントの防止も含まれておりまして、所属長の責務や職員の責務のほか、研修の実施や相談窓口の設置を定めておるところでございます。これに基づいて、全職員を対象にハラスメントの防止研修を実施しております。

このほかにも、育児休業中は当該職員が属する部署では欠員となりますので、この育児休業の取得期間にもよりますが、必要に応じて会計年度任用職員の任用なども行いつつ、職員不在の期間に

おける円滑な業務の遂行に努めております。

育児休業を取得することにより、本人や所属部署の職員が業務的にも心的にも大きな負担を抱えてしまうことがないように、今後もこれらの取組を推進しまして、育児休業を不安なく取得できる職場風土づくりを進めてまいりたいと考えております。

よろしく願いをいたします。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 市長さんをはじめ、室長様、本当に丁寧な答弁をありがとうございます。

市長さんが育休の取得をされるときにお言葉をさせていただけるということは、やはり職員の皆さんは、理解をさせていただいているんだということで、より多くの方が育休を取っていただけるような形になるのではないかと思いますし、また、その取られた方のハラスメントや不当な利益にならないようにしっかりとした体制も大切かと思しますので、今のお話を聞きますと、きっと大丈夫と思っております。こういった公のところからしっかりとした育児休業が取っていけるような形をして、郡上市はすごいと思われるような市になっていけばいいなと思しますので、もっともっと育児休業を取っていただき、そして人手不足の折ではございますので、なかなかその方が抜けるとなるとお仕事のほうも大変かと思いますが、どうぞ、その辺はいろいろ勘考していただきまして、お願いしたいと思します。

女性にとって、男性の方がすぐそばにいて助けてくださるということは、本当にありがたいことなんだと思しますね。お母さんやお父さんもお見えになりますが、やはりパートナーがそばにいてくれるということは本当にありがたいことですし、お二人の子どもさんであるのなら、お二人で育てていただきたいと思しますので、ぜひこれからも進めていただきたいと思します。よろしく願いをいたします。

それでは、私の質問は以上で終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午後 2時29分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時40分)

◇ 池 戸 郁 夫 議 員

○議長（森藤文男） 8番 池戸郁夫議員の質問を許可します。

8番 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） 8番 池戸郁夫です。議長より発言の許可を受けましたので、通告に従い、一般質問を行います。お疲れの中ですが、本日最後の一般質問を私がトリを持ちますので、よろしくをお願いいたします。

本日は、大項目1項目のみで、郡上市総合計画について伺います。

小項目については2項目ありまして、小項目1は第2次郡上市総合計画について、小項目2については次期の郡上市総合計画について質問させていただきます。

まずもって、小項目1、第2次郡上市総合計画についての質問ですが、第2次郡上市総合計画、この改定版の後期は、本日ここにありますが、大変分厚くて、内容につきましては大変素晴らしい内容でございます。しかし市民目線から見ると、ちょっと絵に描いたような餅のように実感した感覚がないようにうかがえます。人事異動がある執行部においては、引継ぎなどがくまなく行われていると思いますが、計画が長期にわたり、非常に内容の深い内容であります。これを検証を行いながら改善し、市民の暮らしや問題をよりよいものに解決していくのだと思っております。本計画は残りあと1年半となりましたが、総合計画全体がどの程度進んでいるのか伺いたいというふうに思いますし、また、計画によりますと来年度の郡上市の人口は3万8,000人を目標にしておりましたが、既に3万8,000人を切っております。想定した計画がよりよく行われるのは非常に難しく、疑問に思います。市民に直結する事業については、その満足度の調査を行って、フィードバックされてきたのでしょうか。

以上2点を御質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、初めに総合計画の検証といいますか、達成度といいますか、こちらについてお答えをさせていただきます。

市では、総合計画にひもづく施策の成果であったり、その手段としての事務事業が効果的かどうかを自ら点検をいたします行政点検というものを毎年実施し、事項評価を行っております。この評価の判断基準の一つといたしまして、施策ごとに数値目標として指標を立てまして、目標値を設定しております。年度ごとに実績値を算出いたしまして、指標に対しての達成状況について検証を行うといった手順で進めております。

例えば、産業・雇用の分野では、「豊かな自然を活かした農業・畜産業・水産業を育てます」といった基本方針がございますが、こちらの中の一つに持続可能な農業経営の確立という施策を掲げております。この施策は、農業経営基盤の整備やスマート農業機械の導入が進み、安定した農畜産物の供給により効率の高い生産体制が整うことを目指す姿としておりまして、その成果指標には、

スマート農業機械を導入する経営体質の増加を効果として検証を行うこととしております。計画の当初では1経営体のみでしたが、令和5年度では、目標値32経営体に対して実績は43経営体となっておりまして、順調に取り組が進んでいることがうかがえます。

一方で、健康・福祉分野の「心身ともに健やかな暮らしの実現を目指します」という基本方針では、施策の一つに、病気の予防・早期発見の促進を掲げておりまして、健診の受診率が向上し、一人一人が健康に関心を持ち、病気の予防や早期治療によって市民の健康が保たれ、健康寿命が延びることを目指す姿としております。

この施策の成果指標は、特定健診の受診率としており、令和5年度は目標値65%に対しまして実績値は59.2%と、目標値を上回ることができませんでした。所管課では、この要因の一つに健診申込みの低下があると分析をいたしておりまして、申込者を増やすために周知や申込方法等について検討を重ねていくこととしております。

ただいまは一例を申し上げたところですが、指標数は全部で93の項目がございまして、令和5年度の実績としては、このうち50項目が目標値を達成している状況でございます。

しかしながら、施策の成果というのは、指標の数値のみで評価することはできないと考えております。行政点検では、指標の動向も加味した上で実際の取組の状況や課題などを定性的に評価いたしまして判断しております。

なお、令和5年度時点の施策の評価については、9割以上が計画策定当初に想定した目指す姿に近づいているというふうに考えております。

なお、行政点検ではこのほかにも、有識者や市民の皆さんで構成する外部評価委員会というものによる評価を行っております。多角的な視点から点検を行い、評価に客観性や透明性を持たせるといった観点から行っておるものでございまして、該当委員会に市の取組について審査を頂いております。

続いて、満足度調査と市民へのフィードバックといったことについてお答えをいたします。

市では、総合計画に掲げる目標や施策の進捗状況などの確認と市民の意識や満足度を把握するために、2年または3年を機にまちづくりに関する市民アンケートを実施しております。

対象者は、地域、年齢などのバランスを考慮した上で無作為抽出した市民2,000人としておりまして、直近では令和5年度に実施をいたしております。1,007件——回答率は50.4%でございました——の回答を頂いております。

このアンケートでは、各種行政サービスがどのように市民の皆さんに受け止められているのか、また市民の皆さんにとって満足いくサービスとなっているのかをはかるため、47の項目について設問を設けております。また、このほかにも自由記述による幅広い意見をお聞きすることとしております。

このアンケートの結果については、過去の結果も踏まえてでございますが、ホームページに掲載しておりますので、御確認を頂きたいというふうに思います。

また、庁内では各部課長にフィードバックし、特に自由意見に対しては、対応が可能な御意見についてはできる限り早急に実行するよう依頼しております。

こうしたアンケート調査は、総合計画にかかわらず、各施策分野の個別計画の策定や見直しにおいても、各部署で必要に応じて実施をしております。市民の皆さんの行動や意識、あるいは満足度を確認しながら、その分野の施策や政策に反映をさせていただいているところでございます。

このほか、様々な事業等で直接市民の皆さんと接する機会を活用して意見をお聞きし、市民サービスの向上に向けて取り組んでいるところでございます。よろしくお願いをいたします。

(8番議員挙手)

○議長（森藤文男） 池戸郁夫議員。

○8番（池戸郁夫） 池戸です。大変丁寧な御回答を頂きましてありがとうございます。内容的にも、93の中の50項目ぐらいは達成できたとか、それから各委員会がいっぱいあるんですけども、その中でも一般の方を入れて、そして記述式も含めたようなアンケートを取っているというようなことを伺いました。今後も、そういうようなアンケートを取っていただきながら、参考にしながら、少しでもいい方向に向かっていただけたらというふうに思いますので、あと残り1年ちょっとですけれども、計画どおり進めていただけるように御努力をお願いいたします。

それでは続きまして、小項目2番の次期総合計画の作成でございますけれども、小項目2の次期郡上市総合計画につきましては、既に少しずつ取りかかってみえると思います。ただ、私個人では、まさに失われた10年を取り戻す計画とならなければならないと私は思っております。立派な分厚い計画書を作るよりも、市民目線に立った内容としなければならないというふうに考えます。先ほど述べたように、現在の人口は約3万8,000人を少し切ったというようなことで少子高齢化が著しい、市という感覚よりも町というレベルになってきているというようなことを感じております。この広大な郡上市を守るためには、AIを使ってDX化、いわゆるデジタル変革を目指すという表現だけではなくて、AIを使い、今までの価値観やそれから枠組み、これを見直して市民の生活がよりよいものになるように、何をどうするのか、どうしていくのか、それからこれにより皆さんの生活、市民の生活がより安心して豊かにすることにつながらなければならないと思います。この計画の中には、今まで止まっていたかのように思える病院、それから福祉、公共交通、学校、消防、生活などの在り方、行政改革や組織改革、これを行いながらコンパクトな郡上市になることを考えて策定しなければならないと思います。その実現のためには地域の自治力を高めていくことが大変重要で、市民の理解や協力を得ながら、地域の人材育成や改革にも力を入れていかなければならないと思います。これを順次、スピーディーに進めることにより、消滅都市郡上市を回避できるようにしなけ

ればならないと思っております。市長の目標をスピーディーに進めようとする場合には、その目標をやはり10年後に置き、逆算方式による計画を作成することにより達成できると考えますが、市長は、タウンミーティングを行い、市民目線の交流も行ってみえます。意見の反映や改革も考えておみえと思いますが、そのタウンミーティングから市民目線で見たことも含めながら、これをどのような経過、手順により、どのような形で次期総合計画の作成をお考えでしょうか。1つ目の御質問でございます。

また、郡上市総合計画とは別に、市民目線からの短期な実施計画、3年計画のような形を策定し、市民が分かりやすい希望を含めた計画や改善、廃止などの市民に協力を求めるものを含め、何をいつまでにどうするのかを明記した計画を策定し、市民に事前周知する、開示することにより、行政と市民の計画目線を一致させ、一体感を感じさせることで市民のわくわく感を盛り上げるとともに、執行部の達成感を感じさせ次につないでいくことで、総合計画事業の迅速化が図れ、計画がスピーディーに進むのではないかと考えます。この短期実施計画の策定を作っていただけるように提案いたしますが2つ目ですけれども、市長のお考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 池戸議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、計画策定のプロセスについてでございます。

市長就任後5か月がたち、これまで合併20年の中でどのように郡上市が動いてきたか、諸先輩方、職員が考え、この市をつくってきたかを自分なりに整理をしてみました。現在、大変うまく機能している部分もあると思います。また一方、この山積する多くの課題、これは大きくなり過ぎて、なかなか手がもう出せなくなってしまった、そのためにそのままずるずると動いてしまっているという大きな課題もあるということがよく分かりました。

そういう中で、これらの課題に対してスピーディーに解決を行う、このためには私ども行政だけでは取り組むことに限界がございます。この議会をはじめ、議員がおっしゃいました地域の人材、地域の活力という、もう一度地域というものも見つめていかなければなりません。市民の皆さんの理解と協力がなければ、これからの郡上市をどうしていくかということについて、いい方向へ持っていくことはできないと思っています。思いを1つにして共に目指す、これをこれから考えていくということが一番基本です。

現在課題になっていることはもちろん、人口減少、少子高齢化に伴って将来的に起こり得ると考えられる好ましくない現実も、全て市民の皆さんにつまびらかにすることで、これからの郡上市づくりを一緒に考えていただき、御意見や御提案を出していただく場が必要になってくると考えてい

ます。

現在、来年度に市が展開する、Ｕターンや移住に関する施策を検討するに当たり、20代から30代の市民で構成する若者会議を開催中であります。若者会議では、将来帰ってきたいと思える郡上市にするにはどうしたらよいかを中心に話し合い、提案をしてもらっています。また、郡上高校、郡上北高校の生徒さんにも、同じ趣旨のアンケート等を実施し、御提案を頂いているところです。

若者会議の中では、もう少し先、5年、10年後、20年後の郡上市を見据えて、必要と思われる取組なども議論をお願いしているところです。これまでの考えのように、今まではこうだった、昔はこうだった、それはこういうもんだというような議論はもう通用しないと思っています。若者の視点は、私たち、私は65になりますが、はるか先を見つめています。実際にジェネレーションギャップということを感じることもあります。そういった中で若者の見つめる未来ということに私はかけてみたいと思っています。

今後11月から12月にかけて、これまで総合計画の策定に向けて「GUJOみらい会議」というのが開催されておりました。この会議はまさに市民意見を次期総合計画に反映するために開催するものであります。郡上市民として、郡上市のありたい姿を描き、それを実現するため、中長期のスパンでいつ何をしたらよいのか、これを市民同士で話し合っただき、提案してもらおう場として※実施をしてきました。

なお、若者会議や高校生アンケートで出された提案については、郡上市のこれからの望ましい姿に付随するものとしてGUJOみらい会議でさらに議論を深めていただいて、できる限り次期総合計画の基本構想に盛り込みたいと考えています。

目標に向かったのスピード感を持って取り組むためには、計画において最初に郡上市のありたい姿を描き、そのためにいつ何をしたらよいかを示す、さっきの議会でもございましたバックキャストिंगの手法を用いることは有用な手段の一つと考えています。次期計画では、市民協働で策定するというプロセスを重視しながら、基本構想の中で郡上市のあるべき姿をしっかりと描き、それを実現するための取組として、基本計画の中でバックキャストिंगの手法を取り入れ、示すことはできないかと考えています。

次に、御提案のございました短期実施計画3年間についてお答えします。

総合計画は、基本構想と基本計画で構成し、これからの郡上市の大きな方向性を指し示す指針として重要な位置づけと認識しております。このため、基本構想にはできる限り、市民意見を盛り込みながら郡上市のありたい姿を描くとともに、基本計画には、ありたい姿を達成するために、ふさわしい分野ごとの方針や目標、手段を大きな視点から盛り込みたいと考えています。

なお、御指摘のAIの活用につきましては、総合計画の上位計画とする郡上市デジタルトランスフォーメーション推進全体方針に基づき推進するなど、個別の施策等については、総合計画と整合

性を図りながら進めていきたいと考えます。

議員御指摘の短期の実施計画3年間の御提案についても、現在目まぐるしく変容する社会情勢の中、たとえ3年という短期でも、実態と合致しなくなり、これを変更するためには大きな労力や時間が必要となります。このため、次期計画は可能な限り簡素化するものとし、具体的な事業の内容については、毎年度の予算審議で、その成果と評価については、決算や行政点検でお示ししていきたいと考えています。

繰り返しになりますが、総合計画は、御指摘のような難解でボリュームのあるものではなく、できるだけシンプルに、誰が読んでも理解できるような分かりやすい言葉を使い、何より市民が読んで親しみが持てる計画でならないと考えています。このため、次期総合計画は必要なことは十分に示しつつ、可能な限り簡素化し、イラストや写真なども活用しながら策定していきたいと考えます。

この計画は、私が市長になりまして、今後の郡上市についての初めての大きな方針を示すこととなります。タウンミーティング等を通して、シナリオのない話合いの中で市民の皆様から頂いた御意見、そして何よりもこの議会の皆様からの御意見を十分反映する形の総合計画立案ということができればよいと思っております。また、一緒になってこういう計画をつくっていただき、御審議いただくというようなことを望んでおります。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(森藤文男) 池戸郁夫議員。

○8番(池戸郁夫) 8番 池戸です。大変御丁寧に細かく御返答を頂きまして、ありがとうございます。今言っていただきました内容の中で、大変、次期総合計画につきましては、計画をシンプル化しながら簡素化して作成をすると。写真とか絵とかを入れるということで、市民からも読みやすく、また読まれるような計画をつくっていただけると大変ありがたいなというようなことを思いますし、例えば少し考えるだけでも、過疎地の例えばライドシェアとか、そういうのも今後、公共交通の見直しについては入ってくるとか、いろんなことを考えて、いろんなところから取り寄せながら次期の郡上市を何とか皆さんと、議会も市民も入れて盛り上げていただけるとありがたいし、盛り上げていきたいというふうに思っています。

少し早いんですがございますけども、本日の一般質問については、私はこれで終わります。大変ありがとうございました。

○議長(森藤文男) 以上で、池戸郁夫議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(森藤文男) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

(午後 3時04分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 有 井 弥 生

郡上市議会議員 和 田 樹 典

